

平成26年第3回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成26年9月10日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	14番 阿部雅志
15番 岩本雅雄	16番 出口治男
17番 香西和好	18番 原田定信
19番 三浦三一	

欠席議員（1名）

20番 稲岡正一

会議録署名議員

14番 阿部雅志 16番 出口治男

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎國勝	副市長 黒石康夫
政策監 藤井正助	教育長 坂東英司
企画総務部長 町田寿人	市民部長 瀬尾勇雄
健康福祉部長 川井剛	産業経済部長 天満仁
建設部長 友行義博	庁舎建設局長 出口芳博
教育次長 吉田一夫	企画総務部次長 後藤啓
市民部次長 三木利彦	健康福祉部次長 高島輝人
産業経済部次長 妹尾明	建設部次長 大野芳行
吉野支所長 七條和子	土成支所長 新見正美
市場支所長 宮本哲男	会計管理者 坂東重夫
財政課長 石川久	水道課長 大川広幸

農業委員会局長 高橋 弘 一

職務のため出席したものの職氏名

議会議務局長 姫 田 均

事務局主幹 野 崎 順 子

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（木村松雄君） ただいまの出席議員数は18名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（木村松雄君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回到引き続き行います。

初めに、6番藤川豊治君の一般質問を許可いたします。

6番藤川豊治君。

○6番（藤川豊治君） ただいま議長からの許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

質問項目としては、1、土砂災害警戒区域について、2、阿波市ケーブルテレビについてを質問いたします。

まず初めに、8月20日に発生いたしました広島土砂災害で亡くなられた72人、行方不明者2人の方に心からご冥福を申し上げます。また、7月の台風8号で、長野県南木曾町で一家4人が土砂災害で亡くなりました。関東大震災が91年前の9月1日に発生し、10万人以上の方が犠牲となったのは記憶に新しく、この日を防災の日と定めています。最近では、阪神大震災、東日本大震災と続き、復興をまだ道半ばの上に、今回広島土砂災害です。ここ最近の地球温暖化で、夏は猛暑が続き、それとともに天候の異常気象の集中豪雨、ゲリラ豪雨となり、土砂災害、河川の氾濫で、浸水被害が相次いで発生しています。この中で被害が甚大なのは、土砂災害です。1999年に広島は土砂災害で30人超の人が犠牲になっています。一度あることは二度あると言われ、このときの教訓として土砂災害警戒区域を指定する仕組みができました。この原因は、ゲリラ豪雨にあると言われています。1時間に50ミリ以上の激しい雨は、76年から85年に年に平均174回だったのに対して、2013年までに10年間で241回とふえ続けています。

徳島県では、土石流や地すべりなどのおそれがある箇所は、北島、松茂、藍住の3町を除く21町村、3,001カ所、うち3月31日時点で土砂災害警戒区域に2,737カ

所、家屋倒壊や人的被害が想定される土砂災害特別警戒区域が2, 514カ所があるとされています。次に、土砂災害危険箇所は1万3, 001カ所、県内8, 700カ所未調査と、8月29日付徳島新聞に発表されています。日本は、台風と地震、津波の国と言われています。災害の基本は、自助努力と言われるますが、未曾有の備えに最善を尽くすと言われています。先月の11号台風は、徳島県下に甚大な浸水被害を引き起こしました。避難した中学校が浸水しています。このような中、阿波市では、土砂災害警戒区域は何カ所あるのか。2問目、そして発生時に市民の安全・安心、命を守る立場でどのような対策を講じているのか、お尋ねしたい。答弁をお願いします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、藤川議員の一般質問、土砂災害区域についての阿波市で土砂災害警戒区域について何カ所あるのかと、市民の安全・安心、命を守る立場でどのような対策について、あわせて答弁させていただきます。

最初に、土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法に基づいて、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域、建築物に損害が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として都道府県が指定を行っております。

平成26年8月25日現在では、徳島県内では、土砂災害警戒区域として、土石流警戒区域が768カ所、急傾斜の警戒区域が2, 023カ所、地すべり警戒区域26カ所、合計2, 817カ所が指定されております。また、土砂災害の特別警戒区域としては、土石流の特別警戒区域が616カ所、急傾斜特別警戒区域が1, 977カ所、合計2, 593カ所指定されております。

本阿波市におきましては、土砂災害の警戒区域として、土石流の警戒区域が28カ所、急傾斜の警戒区域が68カ所の合計96カ所、土砂災害の特別警戒区域として、土石流特別警戒区域が19カ所、急傾斜特別警戒区域が67カ所、合計が86カ所が指定されております。

次に、市民の安全・安心、命を守る立場でどのような対策を行うかについてですが、阿波市では、今回防災パンフレット及び総合ハザードマップを今月の2日から全市内の全戸配布を行っております。防災パンフレットや総合ハザードマップは、阿波市で起き得る災害、地域防災の状況、避難所などの役立つ情報を整理したもので、住民の皆さんの日常からの備えと災害時の適切な判断や行動を支援するために作成したものであります。

災害のおそれがある場合には、避難勧告等も発令することとしております。その避難勧告の判断基準につきましては、地域防災計画に定められており、判断基準は洪水等に対する基準と土砂災害に対する基準の二通りがございます。

次に、市民の皆様には防災パンフレット、総合ハザードマップをごらんいただき、どんな危険があるのか、具体的にどこが危険なのか、どこに逃げたら安全なのかなどを確認いただき、家族や近所で話し合いをしておいて、有事の際にぜひ役立つようにしていただきたいと考えております。

また、自主防災組織が結成されている地域においては、防災パンフレットや総合ハザードマップを生かした防災訓練を実施していただけたらと思います。また、自主防災組織が結成されていない地域におかれましては、毎年結成をお願いしているところでございますが、早期に結成していただきたいと、特に考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（木村松雄君） 藤川豊治君。

○6番（藤川豊治君） 土砂災害警戒区域について何か所あるのかとそれから対策についてのただいま答弁いただきました。

先日も、新聞に折り込みで阿波市ハザードマップが配られています、防災パンフの中に。これについての阿波市としての防災訓練など、そういうのは行っているんですか、行う計画はあるんでしょうか。

それとハザードマップ、今避難勧告の基準等いただいたけど、そのほかに防災メールとか、そういうのを載せているのか、お聞きしたい。訓練についてもお願いします。

○議長（木村松雄君） 藤川議員に申し上げます。

これは3問目……

（6番藤川豊治君「3問目」と呼ぶ）

はどんなんでしょうか、まだ質問されてないんですが。

（6番藤川豊治君「ああ、しょうか、ほんなら」と呼ぶ）

再々、3回までかできませんので。

（6番藤川豊治君「ああほう、はいはい」と呼ぶ）

○6番（藤川豊治君） ほな、3番目として、項目として質問します。

最近、台風、集中豪雨で、台風の雨が降り、吉野川沿いの田畑は、市場から吉野町にして、多くの田畑が浸水しています。こういう例があります。改良区の用水に排水を流すと

ったんが、そこがとめられ、封鎖され、家の前の田畑が浸水で水があふれ、危険でいっぱいです。改良区に言われても、市のほうへ言うてください、改良区はできませんと。改良区の使われてない用水を、前の人がコンクリート詰めにして封鎖して、前の田んぼが水びたしになって、非常に心配しとるんで。ここの家には、市からの合併槽、許可もろうとん。そのときは、市が見に来て、用水に出すのでというので、合併槽の何を与えたんですけど。ほんで、この家の西側に市道があり、そこへ排水路をしてほしい。北の200メートルの排水路、少し南も排水路がありますので、市道に排水路をつくってほしいという要望があるんですが、市の一方では合併槽を進めながら、そういう排水ができない、今までしよった改良区の用水とめられて、流しようがないというのが、そういう場合に、市は合併槽を進めとんのにどういう対策をするのか。排水路、側溝についての市の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 藤川議員の再問にお答えさせていただきます。

先ほどの自主防災組織に関してなんですけど、阿波市におきましては、今年度現在自主防災組織の結成率は約80%ということでございます。そして、それぞれの自治会ごとに各防災組織で防災訓練を現在行っておりますが、今年度において小学校区単位ということで、林小学校で小学校区単位で先般防災訓練を1,000人集まりまして訓練が行われました。ということで、大きなエリアにおいて、小学校区単位で将来には阿波市のほうも防災訓練を実施して、自助、共助、こういったことを大きな区域で認識していきたいと、まず考えております。

それと、議員おっしゃいました緊急速報メールのことなんですけど、阿波市においては、市内にある携帯電話やスマートフォンに今避難勧告等の災害情報を発信するものだと思います。これにおきましては、何分電波でありますので、市内のみならず、近隣の市町村、それか他県にまで情報を発信してしまうおそれがありますので、現在は阿波市においては利用しておりません。そういった緊急速報メールの特性や近隣市町村の状況を踏まえて、今後の利用を研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 友行建設部長。

○建設部長（友行義博君） 藤川議員の一般質問3点目の阿波市の排水路の現状と計画についてお答えいたします。

議員ご質問の排水路のうち生活排水路の整備につきましては、現状は、各家庭から出されております家庭雑排水や浄化槽の処理水及び雨水は既存水路に放流するなど、何らかの方法で排水されているということになります。また、単独槽から合併槽への変更整備の場合は、処理水を既存水路に放流することになるため、通常排水路がなされているものと考えます。

課題となりますのは、新築等で排水経路がない場合や生活排水の流末が既存の排水路に接続されていないことにつきましては排水対策が必要と考えられますが、基本的には既存排水路までの間は個人負担での対応が必要ということになります。

現在、市道を改良する場合は、地元要望によりますが、側溝整備をあわせて行うようにしております。また、道路に側溝がない地域の排水路整備も必要ではあると思いますが、現在では平成25年度に策定した阿波市排水対策基本計画に沿った事業を進めております。この計画は、市内の浸水被害の軽減を目指したもので、整備には多額の財政負担も必要となるため、本計画以外での排水路整備の要望に応えるのはなかなか難しい状況と思われます。しかし、今後定住を促進し地域の活性化を図るには、住宅建設が容易となる排水路や道路の整備は重要な課題であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 藤川豊治君。

○6番（藤川豊治君） 土砂災害についての質問を終わって、今の建設部長のことについて再質問をいたします。

（「最後」と呼ぶ者あり）

最後。

各家庭から出されている家庭排水や浄化槽の処理水及び雨水は既存水路に流すなどの何らかの方法で排水されている、整備には多額の財政負担も必要となるため難しいとのお答えですが、これは質問から逃げてるような気がする。一旦浄化槽の市が与える、改良区に流しよった、そこをとめられとん。前のこういう畑に水がたまって、いつでも大雨、台風になってきたら、こういうようになる。この西側に市道があるんです。市道へ……。その人が言うには、この南側は赤線であったけん、赤線消えていますけど、赤線に沿って排水路をつくってほしいと。この前が200メートル、裏200メートルは排水路、側溝が来とんです。せやけん、多額の費用がかかるとは言えない。多額の費用というなら、庁舎や防災センターに比べたら、56億円もかかるのに、これは何、1億円もかかりません

よ、四、五千万円ぐらいです。市民の安全・安心を守るというのを掲げている市が、ぜひともこういうことに対処をしてほしい。

私は、この庁舎へ来るときにも、道路沿いに合併槽をつくって、普通のパイプで見苦しいほど長い引っ張って、この大久保谷へ流している箇所もあるし、今後こういうことがふえるので、市の今言った阿波市排水基本計画とは何か。こういう今の一旦市の合併槽許可与えとん、前の改良区で前の人が封鎖したんです。こういうことにどう考えるか、その基本計画と、それについての再度答弁をお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 藤川議員に申し上げます。

質問3回目でございますので、質問漏れはございませんか、質問3回目ですから。

（6番藤川豊治君「はい」と呼ぶ）

友行建設部長。

○建設部長（友行義博君） 藤川議員の再問にお答えいたします。

まず、昨年度策定いたしました阿波市排水基本計画につきましては、本市の浸水被害状況を把握いたしまして被害の原因を調査し、課題や問題点を明らかにして、排水路の改良、導水路整備などにより下流域の浸水被害の軽減を図る方策を示す計画であります。

市民生活に密着な道路側溝等の整備要望につきましては、道路の冠水の状況ですとか、排水路の利用形態、また老朽ぐあいや環境面を総合的に勘案した中で、整備が必要な箇所別に優先順位の評価を行いまして、効率的、効果的な事業実施を行っているところでございます。

現在、道路や橋梁などの土木施設についての経年劣化が進んでおり、その維持補修が急務となっております。また、通行の安全を確保するため、舗装修繕や歩道整備等についても早急な対応が求められております。限られた予算の中での執行となり、排水路整備は市民生活に直結する重要な事業であるとは考えますが、全ての要望には対応できかねますことをご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 藤川豊治君。

○6番（藤川豊治君） 安全・安心を掲げる市でありますので、ぜひとも市民の不安を解消するまでよく検討していただきたい、対処してほしいと思います。

以上で次の2番目の項目に移ります。

2項目めの質問として、今まで私は何回もACNの阿波市ケーブルテレビについての改

革、改善してほしいということを質問してきました。私も、60まで民間放送にいた関係上、阿波市ケーブルの毎月受信料1,500円も取っているのに、一向に改善されない。市民の役立つ情報にはなっていない。告示板以外は阿波踊り体操で、こういうのは非常に市民の知りたい情報、また災害の多い時世に、もっと市民の要望に応えるACNでなければならないと思います。このかたい岩盤規制について改革を送ってみたいと考えています。

阿波市ケーブルテレビは、受信料として毎月1,500円を徴収しているのを念頭に置き、1、災害時には生きたニュース、災害警戒ニュースなど、市民が知りたい情報を、2番目としては、地域天気予報、阿波市の各地域の天気予報、市況情報、農家の出荷物を出荷して、私も2年前からブロッコリーを出荷していますけど、出荷したその日の値段は3日後でなかったらわからんというのが、阿波市農業立市を掲げるのに、もっと農家に役立つ市況情報っちゅうかね、全農徳島経済連とタイアップして流してほしい。

この2つの質問のために、先日片道9時間30分かけてひとりで車を運転して、長野県南佐久郡川上村へケーブルテレビ、それから年収、野菜が2,500万円の収入があると、私もこの3月に定例議会で質問したけど、そこへ直接取材というか、お聞きしに行きました。川上村の取り組みを見てまいりました。(写真を示す)これが、川上村です。こっから、この役場に垂れ幕かかっとなです。来年ソユーズに乗るという油井さんという、自衛隊出身の人がソ連のソユーズに乗りよんです。私も2年前に羽咋市へ行ってきました。ここでも、石川県羽咋市で、ここは宇宙科学館で、高野さんがソユーズが100年間借りてきて、アメリカのNASAへ行ってアポロを借りてきて、ほんで宇宙館をつくって、ほんで年間3万人の観光客を呼んでいます。この川上村は、信濃川に至る千曲川の源流の一つで、標高1,300メートルから1,400メートルにある高原で、清里高原の隣で、夏は7月、8月は平均気温20.3度か20.5度、役場に行ったらクーラーはありません。各家庭にもクーラーはないと。この猛暑の時代で、要りませんというところまでございます。7月下旬から11月初旬にかけ、芳醇な大地と豊かな水に生まれ、美しいまでの高原野菜が栽培されています。レタス、白菜、生産量日本一、出荷額7万2,856トン、野菜の総取扱高177億3,157万円、25年度、これを600戸の農家で割ると、平均総収入が2,000万円になると。手取りは、40%ぐらいは諸費用要るけん、その60%が手取りと言って、村の議会事務局長は言ってます。この日本一豊かな村は、昔はお米しかつからない貧しい寒村であったが、今では奇跡の村と言われています。このような村には、後継者も適宜育っています。昨日、樫原議員が阿波市の放棄地について質

問いたしましたが、ここは放棄地は一切ありません。まだ山梨県から借りに来たい、野菜をつくりたいという申し出が多くあるということです。しかし、この野菜も、いつもかも高い値では売れない。安値のときがあるので、国の野菜指定地となり、川上村独自の野菜生産安定基金を創設しています。先日、昨日も今年の米は安い、来年ももっと安いと言われてるんで、この村では、そういう安値の安定基金を創設、村独自で。出荷先は、東京が30%、ほかは福岡など西日本、全国へ出荷しています。この村で、先進して取り組んでいるのが、川上村ケーブルテレビを使って、村民にきめの細かい気象情報、野菜の出荷状況、市況速報を流し、村民が知りたい情報をケーブルテレビで流しています。しかも、聞きますと、このケーブルテレビは無料であります。こういうテレビで市況情報を流しております。スタジオも役場にありまして、写しました。これまたようけ写真を撮ってきとんですけど、これ1枚840円かかります。行く片道往復でも何万円かかりまして、宿泊もしまして、私も、昨日でないけど、政務調査費は欲しいぐらいです。

ほんで、川上村のCAテレビは、昭和63年に開局、第3期山村振興農林漁業対策事業により、その予算から開設したということです。当時は、市況、気象情報などをテレビ番組により提供しており、村からの各住民への単方向、一方向への情報の流れであったのを、その後双方向、情報通信高度情報化を図り、平成10年度から12年度にかけて、田園地域マルチメディアモデル整備事業から新たなシステムの整備を行いました。村内9カ所に気象ロボットを設置しております。1枚の写真、この気象ロボット、これを9カ所村内につくり、東京の気象会社に情報を流し、年間700万円で契約して、9カ所の気象ロボットを設置し、天候、気温、降水量などの詳細情報を1キロメートル平方に地図やグラフを駆使して、カラー画面とともに、音声により農家に提供し、またiモードを使い、圃場においても情報が入手でき、明日午後から雨が降るとか、時間単位で雨が降るというのを流し、このことにより農家の作付、農作業が飛躍的に向上し、農作業を計画的にすることができて、生産向上につながっていると言っています。この気象ロボットは、東京の気象会社と契約し、気象予報を流しています。各農家は、知りたい気象情報を確認できます。最近では、携帯電話などを使って気象情報が圃場でできるということでございます。

市況もまた、市況情報としては、JA長野経済連と連携し、その日出荷した野菜が、午後4時にはわかる。私は、昨年からブロッコリーを出荷していますが、先ほど言いましたように、出荷した値段がわかるのは3日後ぐらいです、阿波町農協では。また、市況推移グラフ、県内単価表、価格推移グラフ、日々変動する全国の市況情報をいち早く提供し、

野菜ごとの出荷数、販売価格が提供され、市況データは情報センターに蓄積されるため、市況推移も出荷量のコントロールに活用される。また、聞きますと、この村も村議会は生中継、編集はいたしていませんと、議会のという話をしていました。

この中で、農業立市を掲げる阿波市なら、このような川上村の取り組みを見習うべきではないでしょうか。昨日の教育向上、テスト向上について、坂東教育長は、沖縄には、質問したんですけど、学力向上して、秋田県に、先進地に見習うべきではないでしょうかと、教育長答弁して言いましたので、こういうのは、僕は先進地の人口4,600人の村から学び取るべきではないでしょうか。市民の知りたい情報、見たい番組、若者が見る番組、告示番組情報を改めて、改編すべきです。農家に役立つ市況状況、気象情報、生きた情報にすべきと考えますが。

1、災害時の生きたニュース、2番目、気象情報、市況情報をリアルタイムで流すよう番組編成について、今まで何回も質問しましたが、ぜひとも早急とは言いませんけど、この予算もかかることなんですけど、ぜひ検討、改善、各家庭から1,500円も、NHKの受信料並みのそれを取って、告知板ばかり、たまには老人向けの阿波踊り体操では、農業立市というふうな名がすたると思うんですけど、その辺の質問についてお答え願いたい。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 藤川議員の一般質問の2番目の阿波市ケーブルテレビについてのうち、1番目の災害時には生きたニュースを発信することについて、企画総務部より答弁させていただきます。

ただいま藤川議員からは、長野県川上村の先進的な事例をたくさんいただきました。現在、阿波市のケーブルネットワークにおきましては、災害発生時の市民の皆様への情報伝達方法としては、音声告知機とコミュニティーチャンネルにおいて放送を行っております。コミュニティーチャンネルでは、災害が予想される場合、指定管理者と災害対策本部との間で緊急放送の運用方法を規定しており、避難準備放送などの発令時には、通常方法中止し、音声告知放送で放送内容をわかりやすくしてしており、また迅速に避難対象地区、避難場所及び災害対策本部の連絡先などの多くの情報を加入者の皆様に周知しているところでございます。こうやって指定管理者との連携をこれからますます密にしまして、迅速かつ的確な情報を災害時には市民の皆様提供できるように努めてまいりたいと考えております。ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 藤川議員の一般質問のケーブルテレビについての中での2点目、地域天気予報、農業市場情報をリアルタイムで流すことについてというご質問でございます。

ケーブルテレビに関する質問でございますけれども、その内容が農業に関する部分が含まれておりますので、産業経済部より答弁をさせていただきたいと思っております。

本市のケーブルテレビは、平成16年当時の合併協議会で、合併後に実施する主要な事業といたしまして新市まちづくり計画に盛り込まれました。合併以降の平成18年度には、それまでケーブルテレビ施設のなかった阿波町と吉野町に新設し、平成19年度には市場町と土成町の旧施設を全面改修し、当時の最新技術によりまして、加入者には本市全域で四国放送やNHK徳島の県内放送及び近畿圏内の放送、またBS、CS放送、そして市独自の自主放送の送信を開始いたしております。平成18年に全国の県庁所在地で開始されました地上デジタル放送にも素早く対応いたしております。来年3月31日をもって終了する予定のデジアナ変換にも、これまで対応してまいっております。現在では、市内の93%の世帯の方にご加入をいただきまして、きれいな映像をお楽しみいただいております。この放送のうち、アナログ2チャンネルとデジタル11チャンネルの自主放送におきましては、本市が委託いたしました指定管理者が独自に取材や編集、あるいは県内のケーブル各局との連携によります阿波踊りなど、工夫を凝らした身近な放送を行っており、自主放送番組の編成等につきましては、放送法の規定によります阿波市ケーブルネットワーク施設放送番組審議会におきまして慎重にご審議いただいた上で放送をさせていただいております。

本市のケーブル局が配信している放送番組は、大きく分けて2つございます。各系列局が制作された番組の放送、あるいは希望者が別途申し込むBS、CSなどの有料放送、そういったものがございます。しかし、数多いこれらの番組放送サービスを見ても、有料無料を問わず、各地の市場などの市況をリアルタイムで情報発信しているサービスは見受けられません。したがって、これを提供しようとする場合は、自主放送の中で独自の取材や放送設備、それと、これに係る人員の配置が必要となってまいります。徳島県下のケーブル局を調査いたしてみますと、国府ケーブル局さんと石井ケーブル局さんが市況の情報を放送されているようでございます。その内容を申し上げますと、地元のJAが出荷いたしました各市場からその日の市況結果がファクスで送られてまいりますと、

それをJA職員が専用のパソコンに入力いたしまして、このデータに放送処理が施された後に局から番組として放送されるという仕組みになっております。これらの操作を毎日欠かさず繰り返すことにより、石井ケーブルさんの番組構成の中では、1日に2回、12時からと18時からの各30分間、この間で自主放送の中でのほかの話題などとあわせて放送されているようでございます。

本市の現状に置きかえて考えてみますと、本市が全国各地の市況情報を入手することはできません。したがって、JAさんのお取り組みが必須条件となります。しかし、本市では4つのJAが存在すること、またそれぞれのJAでは、1つの市場だけではなく、時の相場によりまして各地を対象に出荷いたしております。その価格をそれぞれがリアルタイムに把握することは非常に困難でありまして、その放送に至るまでの設備や手間、経費面からも難しいものがあると考えます。今でもJAに出荷した農家の方には、JAが随時対応いたしております。また、翌日の新聞には、地元紙をはじめまして、農業新聞などに各地の主な市況結果が掲載されておるという状況もでございます。

今、JAに系統出荷される農家の出荷量につきましては、販売農家等を含む農業経営体では7割程度、規模の大きい法人では5割程度と言われております。その中で、特にリアルタイムな情報を必要とする方につきましては、ごく一部の篤農家であろうかと思えます。そのような熱意のある農家の方には、市場価格だけではなく、作付から農薬情報まで、インターネットを活用することで、1番組とは比較にならない量の最新情報が入手可能な状況でございます。今の時代に合ったパソコンやスマホ等による情報収集をお勧めしたいと思います。

また、地域の天気予報につきましてはですけれども、来年3月31日にはデジアナ変換による放送が終了いたします。その後は、完全なデジタル放送ということになります。そうならば、既に現在でも利用することは可能でございますが、天気予報は各チャンネルのデータ放送のサービスの中で身近な範囲や地域指定した予報なども手軽に確認ができるようになります。また、先ほども申しましたが、より多方面の天気予報等が必要な方には、特にIT革命といわれる情報化社会でございます。本市ケーブルネットワーク施設では、テレビ放送だけでなく、光ケーブルによる高速通信回線のITサービスを提供いたしておりますので、これらをご利用いただきたいと願っておる次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 藤川豊治君。

○6番（藤川豊治君） 今答弁いただいたんですけど、質問には答えず、ITの時代じゃけんそちらのほうでやってください、スマートフォンとかできますという答弁でございます。答弁見ると、放送番組審議会において慎重に審議せないかん。そういうのは、私も放送局にいた関係で、番組審議会を知っています。これは、この会社というか、年間の番組編成する場合に、こういうふうな編成でやりますと言うたら、誰も反対しないですよ。市のきちんとした方針があれば、番組審議会で審議はするんがあるけど、これは郵政省の単なるチェック機関、審議会というて、そんなに縛られる必要絶対にありません。

先ほどから、今までもそうですけど、各理事者の答弁見ると、現状を変えるという観点、意識がありません。私は、先ほど言いましたように、2年前石川県の羽咋市に行ってきました。そこのスーパー公務員といわれる高野氏にお会いして、いろいろ石川県の限界集落、それからローマ法王にお米を献上した男と言われ、そのために各マスコミが取り上げ、地元のお米が7,000円であったんが、今8,000円にもなって、東京のデパートからどんどん注文があるというので、今2万7,000円にも上がって、その上にあの人は、農業の所得を上げるために農産直売所をして、農家の所得を上げる。また、宇宙科学館をつくり、年間3万人の観光客を誘致するなど、公務員が現状を変えることをやっています。現状を変えるという資質、全然できないことばかり、できないでございますという答弁です。また、今回行った川上村の村長はすばらしいリーダーで、全国の市町村会長をして、その政治力を使うて、CAテレビを変える予算もとってきております。ほんで、見よったら、各理事者は、こー、二年無事に何事もなかって終わったらええという、定年迎えたらええというのが、逃げる答弁、逃げるというのが感じられます。そういうんでなしに、公務員は、阿波市全体の奉仕者でないんでしょうか。この阿波市を変えていくという意識をぜひ在職中は持ってほしいと願うわけでございます。こういう答弁なので、権限のある市長にお聞きしたい。農業立市を掲げる阿波市、来年度の予算に少しでもCAテレビを改善し、農家の市民に役立つ情報、知りたい情報、阿波市の地域情報を農家の生産に役立つ情報をつくる考えはないか、市長にお聞きしたい。

今回、この選挙区から大臣に就任しました山口俊一科学大臣は、IT情報担当も兼ねておりますので、ぜひとも市長から山口大臣に言うて、すぐとは言いませんけど、このCAテレビ、市況情報も流せるような予算をぜひとも要望してする気はないか。市長に、このCAテレビ改編、気象情報、地域に役立つ、告知番組的ではない、1,500円の毎月徴収料を取っとるからこそ、僕は市民に役立つ情報にぜひともしてほしいという心から質問

でございます。市長にぜひともこのCAテレビを改編する、気象情報、そんな4カ旧町で2カ所ずつで、8カ所ぐらいに気象ロボット、この予想を上回る豪雨、ゲリラ豪雨にいつ阿波市が土砂災害に見舞われる危険性はないとは言いません。先日も、9年前に起きた志度山川線、梅ノ木原の北側の芋畑で山が動くよと言うて、あのときの町長も皆、県議員もいてて、逃げたんです。ここが、この間も志度山川線、唯一の山川線が土砂で、雨で埋もっている状況です。そういう土砂災害が今後も予想されるので、地域に根差した、細かい天気予報を、市民を安全・安心を守る立場からぜひともそういう細かい情報を提供する。このごろは、気象会社はようけありますので、そこへ情報を送れば、契約して。川上村は、700万円ぐらいで東京の気象会社と契約して、村内の9カ所の気象ロボットを設置して、細かい情報を、地域別の天気予報を提供しています。その考え、今まで言いましたように、ぜひとも市長にその考えをあるかないかお尋ねしたいと。よろしく願います。

○議長（木村松雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 藤川議員からは、阿波市のケーブルテレビにつきまして、市民に気象情報、あるいは農業情報等々、生きた情報をリアルタイムで放送してほしいということです。特に、長野県の川上村ですかね、自費を使って9時間30分にわたる自動車で視察に行かれたって。本当に私も敬意を表したいと思います。ただ、この川上村、人口が4,600人だったですかね、たしか。それで、レタス、あるいはキャベツ等々、7万3,000トンですか出荷は、出荷額は177億円、すばらしい。本当に藤川議員がよく言われてる、桃源郷っていうところなんだと思います。私もぜひとも一度行ってみたいと思ってます。

質問の中で、ACNテレビですかね、阿波市の、これが阿波踊り体操だけやって、1,500円の高い視聴料取ってる、聴取料ですかね。そういうふうな批判もございます。ただ、その中で、私ども公務員ですか、全体の奉仕者という言葉も出ておりますけれども、まさに全体の奉仕者として、恐らく私も行政に携わっています。阿波市の人口4万人、1万5,000世帯おりますけれども、全体の奉仕者としての利益を本当にACNを通じて、そういうふうな方向で放送してるということはご認識いただきたいと思っております。

そこで、例えばリアルタイムの災害時の気象情報、あるいは農業情報、これにつきましては、それぞれ企画総務部長、それから産業経済の天満部長がお話ししましたけれども、

本当に現場しっかり阿波市の農業の状況、あるいは農協等々の状況、あるいは今現在の阿波市の通信情報ですかね、しっかり分析していただいたら、部長答弁のとおりじゃなからうかと私思ってます。それ以上に、本当にやる気のあるのであれば、先進地の農家ですかね、本当にすばらしい今情報を持っています。リアルタイムどころじゃないぐらいの勉強をしてる。これから先、農家あるいは災害に対応する市民、できることなら、行政を頼らないで、災害については、みずからがみずからの命、財産を守っていく。これは、災害については神戸の震災が一番いい例じゃないかな。阿波市の市民、自主防災組織等々についても、林の小学校校区の自主防災も、1,000人も林小学校区の方が参加された。小学生、あるいは中学生、保護者、地域の方々、あるいは自治会長さんですか、これも全員どうも出ていただいています。みずからの生命、財産はみずからが守る。農業経営、特にこれから先はいろいろTPP問題もありますけれども、みずからの経営はみずからがしっかりやっていただく。当然、6次産業化も、阿波市ではどんどん動いています。人に頼るじゃなく、行政に頼るじゃなく、自分のもうけは自分でしっかりやっていただく。そういう条件が、社会情勢が整ってないのなら、これは行政、当然一生懸命税を使って支援をしなきゃいかんですけども、今まさにそういう状況ではないんじゃないかと私は認識しております。仮に本当に困っている人があれば、私どもも本当の全体の奉仕者として、とにかく一生懸命支援はいたします。ただ、農業協同組合、あるいは担い手、農業後継者の方、あるいは災害に対する市民の方、私どもにはそういうぜひとも行政がやってくれ、でないと我々は困るといような要求も本当に数少のうございます。それだけ自立に向かって動いてるんじゃないかな。非常にすばらしい阿波市の市民が育ってっていると私は感じております。むしろ、そういう自立する市民を手助けをしたい、ものの考え方に対しての手助けは一生懸命行政として支援をしてきたいと考えています。議員も、そのあたりしっかり現場を踏まえた上で、よろしくご理解、ご協力をお願いいたしたいと思ってます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（木村松雄君） 藤川豊治君。

○6番（藤川豊治君） ただいま市長からの答弁をいただいたんですけど、行政に頼らず、自立する市民を手助けするというので、私が要望した、そういう1,500円も毎月取っとるのに改革が見られない、市民に役立つ情報を、ぜひとも、ACNを改編してほしい、山口科学大臣に要望してはどうかということは今答えられてないんですけど、今後とも強く要望したいと思えます、改編を。せっかく1,500円も取っとんです。

昨日、原田議員が、阿波庁舎ができたから資料代をいただいたらどうですかと言うけど、これ川上村からいただいてきました、「数字が語る川上村」。これは無料でございます。3枚パンフいただいてきました。レタス、それからちょっとパンフあります。村の紹介で、「川上村が100人の村だったら」というパンフもあります。これが村長です。市町村会長をしよる村長でございます。かなり行っても、当日は村長は東京へ行って、週のうち1日しかいませんというんで、6期か8期ですよ、村の職員から村長になった方でございます。村の職員の時代は、郵政省へ何度も何十回も頭を下げて、ようやくケーブルテレビの予算をとってきたというのは語りぐさとテレビで紹介されております。これは、来年ソユーズから出る宇宙飛行士です。川上村から出た宇宙飛行士でございます。こういう多くのパンフも無料でいただいています。ぜひとも市民の立場で、自立する市民に手助けする、行政に頼らないという答弁をいただいたけど、そういうんでないんです、僕が言ったの。せっかく毎月受信料をいただいているのに、それに応えるべきのを改善すべきでないかと思うて質問いたしました。今後とも要望いたしますので、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村松雄君） これで6番藤川豊治君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番吉田稔君の一般質問を許可いたします。

吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） それでは、7番吉田稔、議長の指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の場合は、小・中学校の全国学力テストの結果についてということなんですが、昨日原田議員も質問されております。少々ダブるところもあるかもしれませんが、お聞きしてまいりたいと思います。

毎年4月に、全国の小学校6年生、それから中学校3年生に算数、国語、中学校は数学、国語、それぞれ基礎と応用のテストをしまして、全国の学力状況を調べていると。今年、新聞に結果が出ておりました。徳島県は、今年小学校6年が全国レベルでは42位、

昨年は26位だったんですが、かなり落ちております。中学校3年生は、総合で31位、前年は25位でございましたので、それぞれ落ちております。県教育委員会も、1年前にその対策を講じるということでいろいろ努力はされているようでございますが、結果が落ちているということで、県教委もショックを受けているというのが新聞に載っております。学力が全てではございませんが、子どもたちの学習状況、あるいは家庭の支援状況も考える上で、非常に大事なことではないかと思っております。

そこで、お聞きいたします。

本市の小・中学校生の学力の位置は全国や県下においてはどの程度か、また今後の対応や方針についてはどのようにお考えか、お聞きいたします。

○議長（木村松雄君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 吉田議員の一般質問、小・中学校の学力テストの結果についてお答えをいたします。

都道府県別の調査結果は、文部科学省のホームページで公表されており、徳島県と全国との平均正答率の比較について申し上げますと、中学校3学年の数学A、つまり基礎知識の問題は、全国と比較して、徳島県が1.1ポイント高くなっております。小学校6学年の国語A、基礎知識の問題は2.8ポイント、小学校6学年の算数B、主に活用する力を問う問題につきましては2.4ポイント低く、その他についても0.1から1.7ポイント低いという結果になっております。これまでの調査では、基礎力については定着は見られているという結果でございましたけれども、今回は基礎知識のA問題につきましても全国平均を下回っている状況であるという結果になっております。

阿波市内におきましては、各学校において少し差はありますけれども、おおむね徳島県同様の課題が見られる状況でございます。今後、この調査結果を分析、検証し、児童・生徒の学力向上に向けた取り組みを推進してまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（木村松雄君） 吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） 新聞によりますと、学力テストの上位県というのは、東北と北陸に偏っていると。秋田県、青森県、福井県、石川県、富山県と、毎年上位を占めているというのは、その教育環境に何か学ぶべき点があるんでないだろうか。また、市内小・中学生の学力アップのために、土曜日や夏休み等を利用した授業時数の確保も検討していかなければならないのでないかなと思うんですが、教育長、どういうお考えでしょうか。

○議長（木村松雄君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 吉田議員の再問、秋田、福井、青森など、学力テストが上位の常連県の教育システムとはどういうものなのか、また阿波市に参考となるようなものはないかということについてお話しいたします。

秋田県とともに上位に位置しております福井県について簡単に説明をいたします。

福井県の学力向上プランによりますと、まず大きな3つの柱がございます。1つは、児童・生徒の学習生活状況を把握して課題を明確にし、各学校の実態に即した学力向上プランを作成する、2つ目は、学校は学力調査を生かした検証改善サイクルを確立する、3つ目は、学校は義務教育9年間を見通した系統的な指導に取り組むと定めておりまして、県や市町村教育委員会は、情報提供や指導、助言に積極的に努め、学校の支援に取り組んでおります。

福井県の学力向上プランにありますように、学力向上にとって大切なことは、まずは学校の全教職員が児童・生徒の学力、学習状況、生活状況を把握し、課題を共有すること、そして学力調査結果を検証するとともに、調査結果を生かした学習プランを作成すること、また児童・生徒の学びが義務教育9年間の系統性、計画性のある学習となるよう見通しを持った指導をすることなどが大切であると思われまます。

阿波市におきましても、みずから考え、判断し、表現できる子どもを目指して、みんなでする、続けてする、とことんするという県の学力向上実行プランを踏まえて、取り組みを進めてきたところであります。さらなる取り組みの充実が必要と考え、他に学ぶべき姿勢が大切であると考えております。

今後、市内の各小・中学校では、県の検討委員会の提言などを真摯に受けとめ、全職員が自校の状況や課題を共有し、全力で学力向上のために授業改善を進めることが急務であると考えます。学力向上については、地域や保護者の期待も大きく、確かな学力をつけることは教職員の責務でもあります。各学校の学校長のリーダーシップのもと、組織を挙げて課題解決に取り組むよう指導をしていきます。

続きまして、授業時数をもう少し確保する必要はないのか、また授業開始前の時間の活用につきましてお答えいたします。

阿波市内の小・中学校においては、児童・生徒や学校の実態や実情に応じてカリキュラムを工夫するなど、標準的な授業時間数を確保し、それぞれ特色ある教育活動を実施しております。本市では、平成18年度から県内に先駆けて、通常5年生から実施することに

なっている外国語活動を小学校1年から始めております。そのため、小学校1年生から4年生では、授業時間数は通常的时间数よりも週1時間多くなっております。

ご質問の授業時数の確保につきましては、土曜授業の実施、長期休業日等の短縮が考えられます。これらの実施につきましては、今後保護者や地域、教職員の意見を聞きながら、既に実施している学校の取り組みの成果や課題を見きわめ、慎重に検討していきたいと考えております。

授業前の時間の活用につきましては、各小・中学校において児童・生徒が登校した後、1時間目が始まる前の15分程度を自習の時間とし、各教科のドリル的な学習や朝の読書活動の時間として活用をしております。各学校においては、確かな学力を育成するために、授業時間数の確保をしつつ、さらに児童・生徒の発達段階や実態に応じ、それぞれ特色ある学習活動に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（木村松雄君） 吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） ありがとうございます。

ちょっと再々質問で、教育長の知ってるところで結構でございますが、教員の手厚い増加をすることによって、子どもたち一人一人に目が届いた教育ができるということで、市町村によりましたら、教員の配置をふやしていると。県から配置された以上に予算を組んでやってるところもございます。阿波市の場合、そういった教員の配置、いわゆる加配の状況はどうでしょうか。今後またさらに手厚くする予定であるか、今このままでいけるかっていうところをお聞きしたいと思えます。

それから、昨日の新聞で、東みよし町が夏休みをちょっと1週間ほど割愛して授業を早めるということも出ておりました。県下の各市町村、かなりそういった流れができつつあります。決まった授業時数だけでは、生徒も詰め込んでもちょっと理解に限りがあると思えますので、そういう授業時数の確保、夏休みならしやすいんかなと思ったりもするんですが、ひとつ真剣に考えていただきたいんですが、教育長の所感で結構でございます。最後にお聞きしておきたいと思えます。

○議長（木村松雄君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 阿波市の教員の加配につきましては、まず県の教育委員会のほうから加配が4月当初の異動の場合にはいただけます。それにプラスいたしまして、阿波市独自の教員といたしましては、今ALTと、もう一つは英語講師さん6名おります。そ

れから、各学校で学習の低学力といましようか、援助ということで、助教員が6名おります。これは、市の予算で行っております。先生方は大いにこしたことはないんですけども、財政等々ご相談しながら、今後の数につきましては考えていきたいと思っております。

それから、長期休業の短縮につきましては、それぞれの市町村で新聞等でしておるところを聞いております。阿波市におきましても、先ほども申しましたように、先生方や保護者や地域の方のご意見をお聞きしながら、そういったことも進めていかなければならない時期に来ているのかなと、そういう考えではございます。

以上でございます。

○議長（木村松雄君） 吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） ありがとうございます。

英語教育については、県下のリーダーシップをとってことで、非常に素晴らしいことでございます。どうか学習のほうでも県下のトップクラスに行くように、知恵を絞っていただきたいと思います。

それから、質問の2番目でございます。

本市の小・中学校生の体力や運動能力についてということでございます。

学校は、学習、勉強だけ教えるっていうんでなしに、やっぱり健康面、体力面にも配慮した教育をされていると思いますが、本市の小・中学校生の体力や運動能力、全国的に見てどの程度か、また今後の対応策についてはどのようにお考えかということをお聞きしたいと思います。

小学校の運動会によく招待されて行くんでございますが、ちょっと肥満かなという子どもたちが、昔と違って、よく目立つようになりました。徳島県は、糖尿病死亡率全国一位というのがかなり続いております。その徳島県の中でも、阿波市はちょっとその率も高いということを知っております。これは、子どものときからバランスのとれた食事あるいは適度な運動が必要でないかなと思います。ちょっと肥満の子どもたちが目立つというのは、将来においてもちょっと心配かなと思うんでございますが、そういったことについて、教育長にちょっとお考えお聞きしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 吉田議員の一般質問、本市の小・中学生の体力と運動能力についてお答えをいたします。

平成20年度に始まりました全国体力・運動能力・運動習慣等の調査は、26年度も実施をしております。まず、その調査目的につきましては、児童・生徒の体力が低下している状況に鑑み、国や教育委員会、学校は、体力の状況を把握分析することにより、体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、その取り組みを通じて体力の向上に関する継続的な検証、改善サイクルを確立する。学校が、体力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における対健康に関する指導などの改善に役立てるといふ目的で実施をしております。

調査対象者につきましては、原則全ての小学校の第5学年、中学校第2学年の児童・生徒となっております。調査事項につきましては、実技に関する調査と運動習慣、生活習慣等に関する質問用紙調査となっております。本年度の調査結果はまだ出ておりませんので、平成25年度の調査結果について、国、県との比較を申し上げます。

小学校男子の調査結果の傾向としましては、おおむね国平均、県平均と同じレベルの結果となっておりますが、20メートルシャトルラン、いわゆる往復持久走の種目については、少し低い結果が出ております。しかし、長座体前屈、横に座ってかがむものでございますけれども、柔軟性を見る種目でございますが、そうしたものや立ち幅跳びについては、国、県平均よりも高い結果が出ております。

女子については、国平均とほぼ同様な結果が出ておりますが、県平均よりも下回っている結果も出ております。

中学校男子、女子の調査結果につきましては、国、県と比較し、上回る種目、下回る種目はほぼ同数程度となっておりますが、先ほど言いました長座体前屈につきましては、国、県の平均を上回っております。

今回の調査から、総じて小学生よりも中学生において高い結果が出ており、また国、県平均と比較した場合についても、中学生においてはほぼ同じレベルの結果が出ております。

子どもたちの体力向上を図るためには、この全国体力調査結果の分析はもとより、子どもを取り巻く環境、子どもの生活実態、健康状態、子どもの肥満割合についての実態を把握した上での取り組みが重要であり、健康や食生活、食習慣の取り組みもあわせて行う必要があると考えております。具体的な体力向上の取り組みとしましては、小学校では特に運動、スポーツだけに特化するのではなくて、生活習慣の一部と考えて、学校での休憩時間の外遊びを奨励し、固定遊具を使った遊びやサッカーなどのボール遊びなどをし、全校

で工夫した取り組みを行っております。また、子どもたちが運動する時間を確保するために、休み時間や昼休みの時間を延長したりする取り組みも行われております。

子どもたちの健全な発育、発達を促し、丈夫な体をつくる運動やスポーツ実践のためには、食事や睡眠は大切であり、これを支えているのは家庭であるとし、食育、生活習慣をキーワードにして、家庭との連携を図りながら体力向上を図っています。その他にも、PTAを中心として、親子のかかわる、そしてかかわりを深める行事の中で体力向上をはかることを企画実践しております。中学校におきましては、各学校の伝統や特色を生かした独自の行事、マラソン大会や市内のオリエンテーリングを実施し、体力の向上を図っています。中学校における体力向上といえば、主には部活動となりますが、教員だけでなく、専門的な知識や技術を持った地域の外部指導者の力をおかりし、体力の向上と生涯にわたりスポーツすることの大切さを実感させているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（木村松雄君） 吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） 意外に都会の子どもたちが、結構歩く歩数が多いかなと思います。小学生を見ていると、家庭の送り迎えが非常に毎年ふえているような状況で、逆に都会の子は駅まで必死に歩いて、歩く速度も速いですね。自転車に乗るんでなしに、歩かなければいけない。親もそんなに車、都会の方持ってないので、送り迎えもないということで、こういう田舎で、自然に恵まれたところの子どもたちがちょっと肥満が多い、体力落ちると、ちょっと意外な結果で、もっと地域を生かした何かスポーツに親しむ習慣を身につけさせていかなければ、糖尿病死亡率第1位ちゅうんは、ちょっとなかなか脱し切れないのではないかなと思っております。

そこで、教育長にお聞きしたいんですが、幼稚園や小学校、中学生の体力向上を図るために、ちょっとこんなことやってるっていうようなことがありましたら、お聞きしたい。

それから、学校以外では、スポーツ少年団が活発に活動しております。ほとんどボランティアで指導されております。これ学校の先生方がするとなると大変なことになるんですが、このままボランティアでスポーツ少年団のリードをしてもらうだけでいいのか、対外試合なんか結構多いんですが、燃料費なんかは少年団の親御さんが負担したりということで、指導者にできるだけ負担をないようにしておるんですが、学校外のスポーツということで、スポーツ少年団の実態、どの程度市内にあるのか、

またその支援はどの程度予算をしているのか、これで予算はいいと思っているのか、ちょっと増額して支援しようかなというところもございましたら、ちょっと教育長にお伺いいたします。

○議長（木村松雄君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 吉田議員のご質問で、小さいころから体を動かすことが大事ではなかろうかということで、幼児期における運動について少しお話ししたいと思います。

幼児期における運動の実践は、心身の発達に極めて重要であると考えます。このため、幼児期において遊びを中心とする身体活動を十分に行うことは、心肺機能や骨の形成に寄与する、豊かな人生を送るための基礎づくりでありますので、幼児が多様な運動を経験できるような環境づくりが大切であると考えます。このため、保護者や幼稚園など、幼児にかかわる人々が幼児期の運動をどのように捉え、どのように実施するかということについて理解し、それを共有することが重要であります。幼稚園におきましては、幼児の興味や生活経験に応じた遊びの中で、体を動かす楽しさ、心地よさを実感させる、自発的に体を動かして遊ぶ機会を十分に保障する、遊んでいる中で多様な動きを身につけていくことができるようにさまざまな遊びが体験できる環境づくりをするなどに配慮いたしまして、多様な運動を経験できるよう日々取り組んでおるところでございます。

本市におきましては、昨年度から幼・小・中学生の体力向上を図るために、体力向上指導員派遣事業を行っております。子どもたちに運動する喜びやスポーツの楽しさを体験させることにより運動習慣を身につけ、体力の向上を図っております。特に、幼稚園では、平均台やマット遊びを中心に、園児たちが楽しみながら体力をつける運動をしております。園児たちにも好評で、今後も積極的に続けていきたいと考えております。また、市内住民のスポーツ活動の促進のために、スポーツに関する行事または事業に協力したり実技指導を行ったりする阿波市スポーツ推進委員24名を配置しており、学校や子供会などへも派遣し、楽しみながら健康増進、体力向上を図ることができるスポーツの指導を行っております。このようにして、生涯にわたって健康を維持したり、何事にも積極的に取り組む意欲を育んだりするなど、豊かな人生を送るための基礎づくりを図っております。

続きまして、スポーツ少年団につきましてお答えいたします。

阿波市におけるスポーツ少年団は、36団体、681名が参加をしております。また、指導者として、男女176名の方が子どもたちの体力向上にかかわっていただいております。大変ありがたいことだと思っております。スポーツ少年団は、阿波市体育協会の一組織で

ありまして、阿波市体育協会は、テニスやバスケット、野球、剣道、柔道など、13の組織がございます。平成26年度の予算は、体育協会全体で315万円となっており、そのうちスポーツ少年団は30万円となっております。各組織ごとの割り当てにつきましては、体育協会の理事会並びに総会で協議の上決定しておりますので、ご理解をしていただけたらと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（木村松雄君） 吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） ありがとうございます。

スポーツ少年団の予算が、36団体もあるのに30万円しか出ていない。ちょっと厳しいな。阿波町の時代、もう少し出ていたんですが、逆にちょっと1団体の平均にしては下がってるなという気もいたします。何とか社会体育を推進する上で、子どもたちがやっているスポーツ少年団の予算の増加について配慮をしてあげてほしいなと思います。その辺は、市長のほうの予算配分もあるんでしょうから、市長のほうの理解のほどもよろしくお願いしたいと思います。この項は終わります。

最後になりましたが、今日、小・中学生の学力、それから運動能力、体力についてお聞きしました。まとめの質問ではございますが、教育についてということで、子どもたちの持てる能力を引き出すのが教育でないかと私も考えております。そして、知育、徳育、体育のバランスをとり、子どもたちを育てていくのが重要かと考えています。教育長の目指す学校経営や教育方針とはどのようなものか、お聞きいたします。

○議長（木村松雄君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 吉田議員の一般質問、教育長の目指す学校経営や教育方針につきましてお答えをいたします。

阿波市では、平成23年3月に、未来をつくる力、たくましく生きる力、郷土を愛する力を教育理念とする阿波市第1次教育振興計画を策定しております。この教育振興計画では、教育分野の目標を人が輝くまちづくりとし、阿波市の自然や歴史、産業などを生かした特色ある学校づくり、明日の阿波市を担う子どもたちの育成に向けた教育環境の整備を重点的に進めていくとともに、各世代のニーズや地域の特性に即した生涯学習環境の整備を図り、生涯にわたって学び続け、その成果を生かすことができる市民一人一人が輝くまちづくりを目指しているところです。

また、県の第2期教育振興計画の未来を想像するたくましい人づくりという教育目標を

受け、阿波市が独自に進めている英語活動の充実を図り、グローバル化する社会や変革の時代にあって、広い視野と豊かな感覚を持ち、みずからに誇りを持ってたくましく人生を切り開く力を備えながら、国際社会の一員として活躍できる人材を育てるため、一層の充実した取り組みを進めてまいりたいと考えています。

本年度は、生きる力の育成を学校教育の基盤に据え、知、徳、体のバランスのとれた人づくりを初めとし、特にグローバル化に対応した英語教育、健康増進や食文化理解を図る食育、安全・安心な社会づくりに進んで参加し、貢献しようとする安全教育、さらには生命を尊重し、自他の違いを認め合う人権教育などを積極的に推進するよう教育委員会は各園や学校を支援しているところでございます。

また、学校経営につきましては、各学校長に教育振興計画や徳島県の第2期教育振興計画に基づいて、各学校の歴史や伝統を発展的に継承しつつ、地域や保護者のニーズも的確に把握しながら、子どもたちや地域の実態、実情に応じた質の高い教育を提供するよう求めているところでございます。

学校とは、子どもたち一人一人が喜んで来るところ、一人一人が大切にされるところ、一人一人が輝くところでありたいと思っております。教育は人なりという言葉があるように、教育は教師の力量によって左右されるとよく言われます。教育委員会といたしましては、子どもたちに最高の教育が届けられるよう、施設設備の充実とともに、教職員の資質や指導力の向上を図り、日々の教育活動に全力で取り組めるように支援を続けてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（木村松雄君） 吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） 教育長の教育方針をお聞きいたしました。

ちょっと書いてないんですが、教育長、長年校長をされてきて、私もちょっとPTAの関係で10年もやって、いろんな校長先生とつき合いました。学校っていうのは、やっぱり校長先生次第だなちゅうんを感じております。慎重に石橋をたたいて渡る方、あるいはちょっと勇気を出して渡る方、たたいても渡らない方って、いろんな校長先生を見てきました。ちょっと阿波西高校が中高一貫で頑張っておるんですが、その校長先生、校長がかわれば学校が変わるんだよっていうことをやっていただきまして、教職員の方に阿波西高校をよくするためにレポートを書いてくれということで、全員の先生、それから事務職員まで書かせて提案をする。生徒会のほうにも、学校をこうしたらよいんでないかという

提案があれば言うてくれって、生徒の意見も徴収して、それをまた採用していったっていうすごい校長先生に出会ったんです。最後に城ノ内高校の中高一貫の校長で退職されたんですが、校長先生によってこんなに違うのかなっていう経験をいたしております。坂東教育長、長年校長職にあられ、またいろんな同僚の経営手腕を見てこられたと思いますが、個人的にでも結構でございますが、こういう校長であってほしいなっていうのがあれば、最後にお聞きして終わりにしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（木村松雄君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 校長がかわれば学校が変わると、よく言われます。一人の校長が学校を変えたなと実感できるのには3年はかかると、これも言われております。その学校を変える校長のリーダーシップと申しますものは、今阿波西の校長先生の例がございましたが、やっぱり僕は、私は、この学校をこうしたいという強い熱意を持って、そのやり方を全教職員が理解して、校長先生やりましょう、そういった学校をつくれる校長先生が学校を変える先生だと思っております。現在の阿波市の校長先生方、皆すばらしい校長先生方でございますが、なおそれぞれの学校において励んでいただけますよう、お願いをまたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木村松雄君） 吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） 教育長と同じような意見でございます。学校長がかわれば学校も変わる。学校長はまた、教育長がかわれば、また変わると思っております。どうか前教育長も頑張って、英語教育では県下のリーダーシップをとるまでになりました。ひとつ坂東教育長も、それ以上に何かを足して、ひとつ県外の学校から見に来られるような学校経営をしていただけたらと思っております。どうかよろしく願いしまして、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（木村松雄君） これで7番吉田稔君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

（15番 岩本雅雄君 早退 午後1時00分）

（5番 松村幸治君 入場 午後1時00分）

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番香西和好君の一般質問を許可いたします。

香西和好君。

○17番（香西和好君） 議長の許可をいただきましたので、17番、公明党香西和好、平成26年第3回9月定例議会での一般質問をいたします。

まず、質問に入る前に、先日の台風11号、12号により尊い命を落とされ、亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方のお見舞いと一日も早く復旧、復興ができるようご祈念申し上げまして、質問に入らせていただきます。

今回、私、大きく分けて5点の質問通告をさせていただいております。

1点目には阿波町林小学校校舎北側に設置なっているごみの古い焼却場について、2点目には阿波市市民憲章について、3点目に今年度新築されます阿波市営住宅東条団地についてお尋ねをいたします。4点目には同じく阿波市市営住宅東条団地内に計画をしております集会所についてお尋ねをいたします。最後5点目、東条児童公園の管理について、以上、ただいまより5点についての質問をいたしますので、理事者側におかれましては、明確な答弁をいただきたいと思っております。

それでは、第1点目、阿波町林小学校校舎北側にある古いごみの焼却場について、この焼却場は昭和46年、今から43年前に学校の教職員がつくったと聞いております。焼却場の大きさは、私も現地で何回か見させていただきましたけれども、縦横約1.6メートル、高さが約3メートルできております。その高さの半分はコンクリートブロックででき、半分から上部の分、上の部分はピラミッド型で三角になってできてる構造の焼却場でございます。私も何回か現場見させていただきましたして、この上部の部分の正面が、約3センチぐらいのひびが入って、危険な状況でもございます。また、焼却場のごみの投入口が、以前もお話ししましたけれども、4段の階段を使って、約2メートル30センチぐらいのところ約40センチ角のごみの投入口がございます。そのふたについては鉄板でできており、非常に重たく、またその接続部分、取り付け部分が老朽化、腐っております、完全に分離しております。以前見たときは、このふたをロープで結んでおりました。また、外周については、立ち入らないようにロープで柵をしとったんですが、先般見たときには、そういうロープも立ち入りの札もございません。また、学校の側には、その近辺に近寄らないように指示をしておるといことも聞いております。そういうことで、前回この程度の古い焼却場、小学校または教育施設等に幾らあるのかとお尋ねしました。市内

の小学校、教育施設には、金属製のもの、柿原、林幼稚園、コンクリート製の焼却場は、土成、伊沢、大影小学校と土成中学校の4カ所、社会教育施設には、金属製のもの、大俣、久勝、伊沢、林公民館の4カ所、コンクリート製のもの、市場教育集会所に設置、合計12カ所を設置なっていると伺っております。私は、当時この林小学校の現状を見たときに、児童・生徒が万が一そこで遊んでいて、その投入口のドアとか、またコンクリートが壊れて落下しては大きな事故になりかねないという考えで質問いたしました。当時の担当課の答弁では、ちょうど私この質問12月議会でいたしまして、当初予算でも組んでいただいて早急にやってくれないかと、こういう質問いたしました。数も12カ所あるということで、一遍に撤去をするのではなく、この危険なところの林小学校の古い焼却場をまず手がけて何とか考えてくださいと。そのときの答弁では、予算を新年度に組んで、それでまた撤去につきましても、一度に撤去をするという答弁いただいております。それが、12月でございます、今9月。約8カ月、9月になっています。そういうことで、この危険な焼却場、私は耐震工事が終わって、追加工事といいますか、校舎の外部は相当排水路の関係とか、いろんな関係、舗装をしていただきまして、非常に周りがきれいになっております。父兄も市民も地域も喜んでおります。そのときに、外周の整備をするときに一緒にやっていただけたらよかったなと考えているわけなんです。その当時、市のほうもお答えの中では、昔ビニールとか、いろんなものが燃やしたことがあることで、市の行政として許可なくてはさわれないという、勝手に撤去できないということで、まずはダイオキシンの検査をして、その容量というんですかね、結果によって囲いをして撤去をするなり、いろんな工法をせないかんということで時間がかかるというような答弁をいただきました。また、今回通告しておりますように、危険なこの焼却場を今後どのような形で撤去するのか。先ほど言いよったように、12カ所一遍にするのか、それとも1カ所、2カ所と、ダイオキシンの検査をして、撤去をするのか、その点をお尋ねをいたします。

○議長（木村松雄君） 吉田教育次長。

○教育次長（吉田一夫君） 阿波町林小学校北側にあるごみ焼却炉についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のように、阿波市内の学校施設、社会教育施設には、現在ブロック積みの焼却施設が6基、既製品の焼却炉が6基ございます。昨年度12月議会において、香西議員よりご質問のありました焼却炉の撤去及び解体工事につきましては、当初予算におきまして重金属等の分析検査委託費を計上して対応をしているところでございます。焼却炉の撤

去及び解体工事には、重金属等分析検査の事前調査が必要でありますので、事前調査を本年6月に入札をして、委託業者に発注済みであります。履行期限が6月23日から9月22日までとなっており、約3カ月間必要となっております。まだ分析結果が出ていないというのが現状でございます。小型焼却炉ではありますけれども、国の基準等がございまして、事前調査が必要でございますので、ご理解を願いたいと思います。

なお、履行期限までには、分析結果が出ますので、その結果により解体方針を出したいと考えております。工事請負費につきましては、12月議会において予算化をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） 再三申し上げることもなく、今次長がお話しされましたように、危険なところから早急に対応していただくということで、この再問はいたしませんので、次の項目に入ります。

2点目の市民憲章について質問をいたします。

私は、平成4年に町議会議員選挙にお世話になることになって、それから本日までこの町時代の市民憲章、また阿波市になってもこの市民憲章をずっと質問してまいりました。この質問に振り返ってみますと、平成17年4月、阿波町、市場町、土成町、吉野町、4町が合併し、新市阿波市が誕生になりました。その12月定例議会において質問をさせていただいております。市民総意のもとに、阿波市市民憲章を策定してはと提案、阿波市民の意見、選定委員会等において審議をし、平成19年9月1日にこの市民憲章が制定になっています。当時の阿波市総合計画書には、大事な阿波市の未来を決定づける数多くの計画をしており、これらの計画を一日も早く実現するために、市民と行政との新たな関係を構築し、知恵と力を合わせて阿波市をつくるために、市民憲章のもとに全ての分野において市民と行政が手助けという行動を起こし、またまちづくりが活発に進められるよう市民参画と協働に関する指針になる貴重な市民憲章を一人でも多くの阿波市民に周知できるよう要望、現在におきましては、阿波市内の公共施設、関係機関ほとんどに周知をし、さらにはケーブルテレビ、広報阿波等で周知をされております。今回、この質問も、私自身最後になろうかと思っておりますので、ご紹介をしておきます。

阿波市民憲章の前段には、私たちは阿讃山脈と吉野川に囲まれた豊かな自然、輝かしい歴史や伝統に培われたこのまちに生きる喜びと誇りをもち、「あすに向かって人の花咲く

やすらぎ空間・阿波市」の創造を目指してこの憲章を定めます。とあります。5項目になってうたわれております。まず、市民憲章の解説というところにおきましては、阿波市は緑豊かな自然環境や輝かしい歴史、文化に恵まれています。私たちは、このまちに生きる喜びと誇りを持ち、市民と行政が一体となって新生阿波市の将来像の実現を目指し、最善の努力をしていくことをあらわしていくと、このようにうたわれております。1項目には、気持ちのよいあいさつをし、笑顔いっぱいのまちをつくります。これについての解説には、市民の心の交流は、あいさつを双方に交わすことにより、安心感のある明るいまちをつくります。人間関係を深め、共同参画を推し進めていくまちづくりをあらわしております。また、2項目、自然や公共物を大切にし、清潔で美しいまちをつくります。これにつきましては、市民一人一人が自覚し、自然や公共物を大切にする公德心、公共心の高揚を図り、環境美化へのマナーの向上に努めていくことをあらわしております。3項目には、誰にも親切にし、優しさあふれるまちをつくります。私は、この3番目が一番気持ちよく受けとめております。それは、人を敬い、優しい心を持って人に励ましや支援の手を差し伸べることは大切であり、誰もがいつでもどこでも積極的に実践して、人権や福祉の心が養われることをあらわしています、こう言われています。また、4項目には、元気いっぱい仕事に励み、人が輝くまちをつくります。これにつきましては、生計の維持や社会の発展のために人は仕事を自主的に引き受け、みずからの責任を果たしています。働くことを通して喜びや生きがいも見出し、健康で勤労をととぶ精神が培われることをあらわしています。最後、5項目には、趣味や特技を磨き教養を深め、心豊かな文化のまちをつくります。これについては、人は誰もが教養を深め、趣味や特技を磨いて、人格が高められ、人間として成長していきます。互いに交流を深め、生きがいを持って豊かな人間性を育て、文化的風土を高めていくことをあらわしています。このようにうたわれております。

それで、さらにこの市民憲章を阿波市の4万人の市民に周知するために、私は、新庁舎建設なる、この敷地内のどこかの一面に市民権憲章ということで、これについても平成17年12月議会において、阿波市市民憲章碑の建立を要望しております。市民憲章は、市の行政施策と市民の豊かなゆとりある日常生活の指針になる。それに向かって、行政と市民が力を合わせ、阿波市発展と市民の交流を図る大事な目標になります。合併になって、新庁舎の建設が計画されておりますが、この建設になる新庁舎敷地内に市民憲章碑の建立を要望いたしました。何回かの質問に対しまして、当時の担当者は、この憲章に対しまし

て、阿波市が続く限り半永久的なものとか、阿波市の宝、そういうご答弁をいただきました。さらには、野崎市長の答弁では、市民憲章はまちづくりの基本理念であると思います、広く心にとめて、我々市の職員が一丸となって市民と一体となって行政が推進するように肝に銘じて市民憲章の周知に徹底して努めますと。その市民憲章に対する野崎市長の深いご理解をいただいた結果、12月20日落成なる新庁舎敷地内に、この市民憲章碑を計画なっております。

そこでお尋ねするんですが、1つ目に、市民憲章碑の設置の場所はどこにするのか、2点目に、以前もお尋ねしましたけれども、どのぐらいの大きさのものを設置するのか、また3点目については、この市民憲章碑、どのぐらいの予算をかけて計画されているのか、その3点、まずお尋ねいたします。

○議長（木村松雄君） 出口庁舎建設局長。

○庁舎建設局長（出口芳博君） 香西議員の一般質問にお答えいたします。

香西議員からは、阿波市民憲章につきまして、阿波市のまちづくりの指針、道しるべとして、建立される阿波市民憲章碑の進捗状況はとのご質問をいただいております。

ご承知のとおり、阿波市民憲章は、市民と行政が一体となって新生阿波市の将来像の実現を目指して最善の努力をしていくための道しるべとして平成19年9月1日に制定されました。市といたしましては、この市民憲章が末永く親しまれ、市民の日々の暮らしの中で実践されていくよう、その普及と啓発に積極的に取り組んでいく必要があります。このようなことから、新庁舎敷地内におきましては、市民憲章碑を建立し、広く普及啓発に努めていく計画といたしております。

計画しております設置場所といたしましては、新庁舎南玄関入り口のすぐ東側にあります市民広場の中に設置したいと考えております。この広場と申しますのは、市民の皆さんの憩いの場として、また各種行事の開催の場として広く利用する場所であるとともに、来庁者用駐車場に隣接しておりまして、市民の方が庁舎建物内へと入っていく動線上にあることから、多くの市民の皆さんの目に触れる場所であるというふうに考えております。

また、計画しております市民憲章碑の形状及び材質といたしましては、横幅が約4メートル、高さが約1.6メートル、厚みが約45センチメートル程度の石碑の設置を考えております。他の屋外サインを含めた、屋外サイン工事といたしまして、去る9月3日に入札を実施いたしまして、先般工事請負契約を結び、工事を発注したところでございます。

それと、議員おっしゃってました、その費用といいますか、それにつきましては、一応

設計書の段階でございますが、直工で200万円程度の石碑を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） 1点だけ再問させていただきます。

通告しておりますとおり、阿波市のまちづくりの指針、また道しるべとして建立される、この阿波市市民憲章碑の除幕式ですね、その考えはないか、これだけお答え願います。

○議長（木村松雄君） 出口庁舎建設局長。

○庁舎建設局長（出口芳博君） 香西議員の再問にお答えしたいと思います。

再問の内容といたしましては、市民憲章碑の除幕式は考えているかという内容でございます。

現在のところ、市民憲章碑単独での除幕式というのは考えておりませんが、12月20日に予定されております新庁舎の落成式の日に合わせて、何らかの形で除幕はできないかということを検討中でございますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） 市民憲章碑の除幕式については、検討されているということでございます。ぜひ行っていただくよう強く要望して、次の項目に移らせていただきます。

3点目、今年度新築されます阿波市市営住宅東条団地について質問をさせていただきます。

この東条団地、古い団地は、既に解体になっております。昭和56年以前の旧耐震基準で建てており、特に全ての建物が耐用年数を10年以上超過していると聞いております。阿波市が管理している住宅の中でも最も古く、老朽化がひどく、安全面や居住環境の観点からも、早急な建てかえが迫られ、平成22年度策定の阿波市市営住宅ストック総合活用計画において建てかえ事業の最優先団地に位置づけ、早急に建てかえを実現し、住民の多様な居住ニーズを満たす、安全・安心で良質な住宅を阿波市民に提供することを目的としております。計画では、総事業費8億8,750万円、これについては、1号棟と2号棟に分けて計画をされております。1号棟につきましては、6階建て42戸、2号棟は、2階建て8戸、計50戸の住宅を建設計画しております。去る7月23日には、阿波市市営住宅東条団地の安全祈願祭を行い、現在は1号棟の基礎部分の工事にかかっており、立派な市営住宅が完成することと考えております。

そこで、質問に入るんですが、1点目に入居条件は、また2点目については、市民の方からよく尋ねられるんですが、住宅建設については、この2点がよく聞かれます、家賃がどのぐらいになるんだろうかと。2DKはどのぐらい金額になるのか、また3DKはどのぐらいの金額になる。この点につきましては、ケーブルテレビを見ておられる方も存じるかと思しますので、詳しく説明をお願いいたします。

また、3点目の高齢者の方に優先すべき点は考えているか。これについては、私も入居に携わったことがございますが、お年寄り、高齢者の方は、中には体の不自由な方、また歩行、足が痛い方等考えられ、よく聞くんですが、できるだけ1階とか2階とか、下のほうを希望する方がよく見受けられます。そういうことで、そういうような配慮も優先に考えていただき、高齢者の方に愛の手を差し伸べていただけたらと思います。

また、4点目の駐車場については、どういう計画で対応できるのか、今の計画で、現在の計画で対応できるのかとお尋ねをしております。聞きますと、入居者1世帯に1台の駐車スペースしかないということをお聞きしております。今日び、お年寄りで車を全く持っていない方、また持ってる方、特に若い方は必ず持っています。市営住宅におきましても、2台、3台、4台を乗っている方も、私も現実に見ております。そういうことで、これから若い方がどんどんその市営住宅に集ってくるような考えも、一つの少子化対策の一因になるんかと考え、この質問をしております。この50戸前に1台の駐車スペースでは、不便を感じる方もあるかと思います。例えて言うと、2台持ってる方が入居希望する場合は、1台しか駐車スペースがないために、あとの1台はどこかで確保しなければなりません。1台、自分で駐車場を。そうなると、確保できない方は、極端に言えば、その住宅には入れないということも考えられます。そこで、私は、そういう解決策として、この東条団地の敷地内に、予備の駐車場ができないか。またもう一点は、隣接に市有地、公有地等があれば、そこを整備して、有料でもええんです、貸し出すような、これからの検討すべき課題でもあるかと考えます。この点について答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 友行建設部長。

○建設部長（友行義博君） 香西議員の一般質問、3点目の今年度新築される阿波市営住宅東条団地について、4項目の質問をいただいておりますが、まず東条団地建てかえ事業の経過と概要を少し説明させていただきます。

本市におきましては、市営住宅の老朽化が進んでいる状況の中、定住促進や安全・安心な住環境づくりを推進するため、阿波市営住宅を総合的に活用、整備するため、平成23

年に策定した阿波市営住宅ストック総合活用計画に基づき、住宅施策を進めております。計画内容につきましては、実態把握と将来需要予測とを踏まえ、各地域、各団地の実情に応じた活用の目標設定を行い、統廃合を含む建てかえ、長寿命化改善、維持管理、用途廃止を位置づけ、円滑な事業推進に向けた事業手法、事業スケジュール等の設定を行い、中・長期的視点に立った整備を図る予定としております。平成25年度からは、この計画に沿って東条団地の建てかえ事業に取り組んでおり、既設の東条団地12棟37戸を解体し、新たに50戸を確保するため、6階建て42戸及び2階建て8戸の団地及び集会所を建設する計画としております。去る6月28日より、1号棟42戸の建設に着手しており、順次2号棟、集会所棟を建設予定で、平成27年度末には竣工予定としております。

この事業に伴いまして、東条団地の入居者及び周辺の東条北団地を初めとする近隣小規模団地6団地の入居者の方につきましては、新設団地等に移転していただく予定としており、意向調査及び個別ヒアリング等を今後行うとともに、移転にご理解、ご協力を得られるよう努力し、事業推進につなげたいと考えております。

なお、集約により退去が完了した団地については、順次取り壊す予定としております。

そこで、1つ目の新しい団地の入居条件はにつきましては、本事業は建てかえ事業を目的としているため、東条団地入居者及び集約により近隣の小規模団地から移転していただく方を優先的に入居していただくよう予定しております。

なお、空き住宅が発生した場合は、規定により広く公募してまいりたいと考えております。

次に、2項の新しい団地の間取りが2DK、3DKとなっているが、家賃は幾らぐらいになるのかにつきましては、住宅の家賃につきましては、公営住宅家賃積算基準によりまして、住宅の規模や入居世帯の総所得等によって決定しております。個別ごとに説明させていただきますと、現在の試算ではありますが、2DKにつきましては、最低で2万6,500円、最高で3万9,400円、3DKにつきましては、最低で3万2,300円、最高で4万8,100円になる予定になっております。

なお、さきに説明させていただきましたが、東条団地入居者及び集約により近隣の小規模団地から移転していただく方につきましては、家賃の激変緩和措置といたしまして、国庫補助による家賃低廉化事業によりまして、6年かけて本来家賃に移行することといたしております。

次に、3項の高齢者の方に優先すべき点は考えているのかにつきましては、入居条件に

つきましては、さきに説明させていただいたとおりでございますが、団地内の住戸を決定する際には、できるだけ高齢者等の意向をお聞きしまして、住宅を決めてまいりたいと考えております。

なお、住戸内部につきましては、段差解消、浴室、トイレ等への手すりの設置、屋外につきましてはスロープ、玄関付近の段差解消及び6階建てにはエレベーターの設置によりバリアフリー化し、高齢者の方に安全・安心を確保するよう考慮しております。

4項の入居者の駐車場は、現在の計画で対応できるのかにつきましては、建設中の東条団地におきましては、駐車場台数は56台を計画しております。内訳といたしましては、入居者1世帯につき1台として50台及び来客用6台を用意しております。現在、阿波市内で管理しております市営住宅、県営住宅及び吉野川市を初め近隣自治体の公営住宅につきましては、1世帯1台のみ入居者の方に駐車場を提供している状況でございます。

なお、普通自動車を購入する際に必要な車庫証明の書類につきましても、1世帯1台に限っての発行となっている現状を踏まえ、駐車場台数を決定しているところでございます。

なお、1世帯で複数台保有の方の対応はというご質問でございますが、敷地内では今のところ確保はこの台数以上は困難と考えております。なお、隣接の市有地の有効活用などを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） 再問いたします。

最後の部分の駐車場について、先ほど言いよったように、若い子育てとか、これから結婚をしようかとか、そういう方のためにも、敷地内に駐車場があれば、また検討していただきたいと。また、敷地外の市有地とか公有地については検討をしていただくという答弁でございましたので、前向きに検討していただきたいことをお願いして、この点を終わります。

それでは、第4点目でございます。

同じく、この阿波市営住宅東条団地内に計画している集会所について、1点目に住宅入居者が管理するのか、それとも市が管理するのか、こう質問通告をしております。この質問をなぜしたかと言いますと、このたび建設になる阿波市営住宅東条団地北側には、ご承知の方もおいでだと思いますが、東条児童公園があります。この公園にはトイレがなく、

公園を利用する人、地域住民からトイレの設置をたびたび要望して、理事者の方にもトイレの設置を何度となく要望いたしましたけれども、なかなか設置が厳しいという過去の答弁でございました。その解決策として、このたび東条団地の敷地内に集会所ができる、この集会所のトイレを公園を利用する児童とか、子ども、市民が使えると、こういう計画をされています。これについて、どちらが管理するかによって、入居者、また公園を利用する方の間でトラブル等があるのではないために、私は質問しています。1つ捉えれば、トイレの掃除、トイレットペーパーの交換とか、いろんな形の管理をしなくてはなりません。私は、入居者がするのではなく、市が管理すれば公に使えるし、トラブルがないでなからうかと、こう考えまして、この質問をしたわけなんでございます。この点、どちらが管理をするのか。

また、小さい2点目ですね、隣接する自治会には集会所がなく、不便を感じる時もあります。私も隣接でございまして、27戸前の今自治会長をさせていただいております。過去を振り返ってみれば、冠婚葬祭等、また自治会の打ち合わせ等で、過去には何回か集会所が必要でなかったかなど、こういう感じる時もありました。

そこで、この集会所を隣接の自治会に貸し出しすることはできるのか、この点についてお答えを願います。

○議長（木村松雄君） 友行建設部長。

○建設部長（友行義博君） 続きまして、香西議員の一般質問、4点目でございます阿波市営住宅東条団地内に計画している集会所等についてお答えさせていただきます。

新しく建設される東条団地及び集会所は、地域に開かれた広場の整備など、住空間を生かした地域拠点づくりを目指しており、地域住民の方にも共有財産として利活用していただくこととしております。

1項の集会所の管理及び2項の隣接する自治会に集会所を貸し出すことはできないのかについてでございますが、集会所等につきましては、団地入居者を初め、東条地区住民の方の共有の財産としてコミュニティーの形成を図ることを目的にした施設として建設しており、隣接地域住民の方にも貸し出す方向で進めております。

また、管理についてであります。集会所施設に設置するトイレにつきましては、隣接する東条児童公園の利用者の方にも使っていただけるよう、外部からでも利用できるような構造になっています。清掃等の維持管理の関係もあるため、管理につきましては市のほうで管理することを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） ただいま部長から明確なる答弁をいただきましたので、この点を終わります。

最後の5点目、児童公園の管理について。

隣接には、先ほどお話ししてましたように、50戸の市営住宅が建設となり、今後公園を利用する小さいお子さんからはじめ、市民の方も多くなることは間違いないと考えます。そうした意味において、この管理をどのような形で管理をするのか。現在、東条児童公園の管理は、健康福祉部子育て支援課が管理をしております。年に何回かの草刈りをさせていただき、管理をやっていただいておりますが、先般1日に私がこの現状を担当課にお話ししたら、すぐ対応して現場を見ていただき、私が話しするまでもなく、現場の状況はよくおわかりかと思えます。そういうことで、今はものすごくきれいに草を刈って、5日に刈っていただきました。それで、今日も、毎日私もあそこを通るんですが、10センチほどあそこは伸びとんですね、草が。ですから、このように整備をしていただいた、このすばらしい景観を常時維持していくためにも、適度な草刈り等を含めて、この景観、環境のいいこの公園を子どもたちとか地域住民に提供していただきたいと、こう考えます。

それともう一点気づいてこの質問につけ加えさせていただきますが、現場見ていただいて、この点もおわかりと思うんですが、通告しておりません、これはね、この公園の東側には伊沢谷を挟んで道路が南北にあります。その公園の周りには、約十四、五本の桜、大きさも25センチぐらいありますかね、直径が、あれも前常会長と私が植樹して、すばらしい、4月になれば桜も咲き、きれいな公園でございます。その桜の根っこに、当時は10年も15年も前ですかね、4トントラックタイヤの中に花植えた時期があったかと思えます。そういうことで、そのタイヤも今現在は不要になっております。道路面に関して、6個の4トントラックのタイヤが並んでおります、景観も悪いし。それともう一つは、公園の東、南隅に、砂場がございます。砂場のその周辺にも3個のタイヤがございます。これも、現場早急に見ていただいて、恐らく全然不要で使ってないし、景観も悪いので、早急に撤去をしていただきたい。

それともう一点は、砂場をこしらえてくれとります。幼稚園でも、保育所でも、公園に着いたら、小さいお子さんが砂で遊んで楽しむ子どもがおいでます。砂場を建設なつとんですが、その砂場の中に草が生えて、草の根っこも大分大きくて、砂場の状態になってお

りません。これも、できるものなら、吉野川の新しい砂と入れかえてでも、管理を考えていただきたい。

それともう一点は、私は以前に文教の委員会で各小学校を学校訪問して、そのときにはほとんどの保育所、幼稚園で砂場の囲いがなかったんです。これ再三ずっと訴え続けました。なぜなら、大腸菌とかの問題で健康に悪い、児童、子どもが健康に悪い。猫のふんとか犬のふんとかします。そういうことで、保育所、幼稚園の砂場に、早急に囲いをして対応するよというということで、現在学校訪問しても、全ての砂場に囲いができております。そういうことで、この東条児童公園にある砂場も、これから人口もふえるし、小さいお子さんも利用する方もおいでだと思います。そういう意味において、この管理をやっていただきたい。

この4点、答弁をお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 川井健康福祉部長。

○健康福祉部長（川井 剛君） 香西議員の東条児童公園の管理についてのご質問にお答えいたします。

阿波東条児童遊園につきましては、児童たちの遊び場として、また近隣住民の方々の憩いの場として現在利用していただいております。議員ご指摘の公園の管理につきましては、毎年シルバー人材センターに除草等を委託しております。今年も、2回ほど除草作業を行っておりますが、特にこの夏場などは雨が多いため、公園の雑草等も多くなってきております。現在の公園の除草につきましては、シルバー人材センターに依頼しており、今後におきましても、近隣住民の方々にご迷惑がかからないよう、また多くの方に気持ちよくご利用していただけるように管理運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくごお願いいたします。

それと、先ほど言いましたように、公園の中のタイヤとか、それから道の縁のタイヤについては、ちょっと状況をまた見に行って、対応できる分については対応していきたいと。全然使わないのであれば、撤去も考えていきたいと思っております。

また、砂場につきましても、まだ今回状況は全部わかりませんが、一応現場をよ確認しながら、できる限り対応していきたいと思っております。そういう答弁で、ご理解よろしくごお願いいたしたいと思っております。

○議長（木村松雄君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） 今回、先ほど紹介いただきましたように、5点についての質問

をいたしました。いずれの項目につきましても、明確な答弁をいただきましたので、これで平成26年第3回9月定例議会での香西和好一般質問を終わります。

○議長（木村松雄君） これで17番香西和好君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時48分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番川人敏男君の一般質問を許可いたします。

3番川人敏男君。

○3番（川人敏男君） ただいま議長の許可を得ましたので、3番川人敏男、一般質問をさせていただきます。

さきの6月議会におきまして、阿波市の職員の皆さんがどんな働きをしているか、お金の流れがどうなっているかの2点について質問させていただきました。私は、組織というのは、人とお金をしっかり見ていれば、その姿が見えてくるものと考えています。9月議会は、こうしたことを踏まえまして、農業への取り組み、子育て支援、旧庁舎の再利用の3点について質問させていただきます。

第1点は、阿波市の農業への取り組みについて質問いたします。

なお、今回の質問については、全体的、総論的な課題を整理しつつ進ませていただきますので、ご了承をお願いします。

さて、ご承知のとおり、平成22年時点で阿波市の農家総数は4,111戸で、全世帯数の28%を占めており、阿波市の基幹的産業と位置づけられております。温暖で肥沃な土壌に恵まれ、吉野川北岸用水のパイプ配管が網の目のように張りめぐらされ、水の心配は全くない好条件に恵まれております。こうした状況にあっても、平成22年の農業センサスによりますと、販売農家のうち専業農家は約890戸で3割強、農業を主とする第1種兼業農家は400戸にとどまっております。一方、半数以上の約1,500戸が、収入の道を他に求めて、農業を従とする第2種兼業農家であり、農業収入だけではなかなか生活できない状況が浮き彫りになっています。この原因を整理分析しますと、農業従事者の高齢化、農業の後継者不足、耕作放棄地の増加、米中心の作付、経営に対する意欲不足の5点に絞り込まれてくるのではないかと考えています。この5点を私は農業の5Kと呼ぶ

ことにします。

まず、農業従事者の高齢化並びに農業後継者不足の深刻化については、ご承知のとおりであります。耕作放棄地についてであります、平成22年時点で160ヘクタールとなっており、平成2年から平成22年にかけての期間では90ヘクタール、率にして3割強も増加しております。その理由をアンケート調査の結果から探ってみますと、土地条件が悪く耕作できないからという回答が半数を占め、次いで高齢化、労働力不足のためとなっています。一方、市内の至るところに太陽光発電に転用された農地を見かけますと、阿波市の農業の行く末に思いをはせて、複雑な気持ちにとらわれます。

4番目のKは、作付が米中心になっていることです。平成18年の県農林水産統計年報の作付面積を見ますと、総作付面積4,090ヘクタールのうち、米が最も多く、全体の6割近い2,300ヘクタール、次いで野菜1,100ヘクタール、飼料・肥料作物約360ヘクタール、果樹約170ヘクタールの順となっております。今年は、米1俵30キログラムが5,000円に届かない声も聞こえてきて、ますます農家のモチベーションが低下するのではないかと思います。

5番目のKは、農家に自分でつくったものを高く買ってもらう努力、つまり経営に対する意欲が不足しているのではないかとということです。阿波市の出荷先についてアンケート調査結果によりますと、農協を通じて出荷する人が8割を超え、大半は農協任せとなっています。一方、個人で市場に出荷、産地直売所による販売、食品製造業や外食産業等との契約栽培、インターネットによる販売等々、出荷先の多様化は進んでいますが、割合としてはまだまだ少ないようです。放送作家等として、幅広く活躍している永六輔さんは、「商人（あきんど）」という本の中で、つくるのは努力すれば誰にもできますが、売るとなると、才覚がありませんとねとおっしゃっている「才覚」という言葉の意図するところ、さらに農作物のつくった人の顔の見えるものが高く売れるんですと、販売マインドも鋭く捉えています。

前置きが長くなりましたが、農業への取り組みは、それぞれ今まで述べました5つのKが相互に関連して、難解な方程式を解いていかねばなりません、私は、時代に適合した変化の目は出てきていると実感しております。去る8月28日に、給食センターが竣工いたしました。地産地消で地元から食材を調達すると伺いました。こうした市当局のてこ入れは、大変有益であると思います。

そこで、農業への取り組みについて3点お伺いします。

第1項目めは、6次産業化、いわゆる生産という部分しか担ってこなかった農業と加工や販売、サービスなど経営の多角化を図り、農業者の所得向上を図るため、阿波市ではどのような取り組みをされているのかお伺いします。

2項目めは、これは国が指導しているのですが、市が中心となって農地の中間管理機構、いわゆる農地バンクを設立し、これを軸に、農用地等を貸したいという農家から農用地等を借り受ける担い手への橋渡しをする制度が発足します。その取り組みの現状とメリット、デメリットをどのように見込んでいるのかお伺いします。

次に、3項目めは、農家の方で販売の才覚を少しは持ち合わせていると答えられる人は何人いるでしょうか。前ローソン社長の新浪剛史氏は、農業と企業とのかかわりについて、企業は常に消費者を見ている、そして生産性を高めるために技術を活用し、マーケティングや経営のノウハウを持ち込めるとおっしゃっています。農家と企業がコラボレーションすることは、農家にとっても企業にとってもウイン・ウインの関係が築けるものと期待されます。

そこで、企業が持っているノウハウを農業に活用するために、例えば販売とか生産性の向上とかに役立てる企業等の参画した戦略委員会を立ち上げてはいかがかと提案します。ご答弁をよろしくお願ひします。

○議長（木村松雄君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 川人議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

1点目の農業への取り組みについて、3項目のご質問をいただいております。

まず、1点目の6次産業化への取り組みについてということで、どのように取り組んでいるかというご質問でございます。

平成23年に施行されました、いわゆる6次産業化法、これにつきましては、6次産業化に関する施策や地域の農産物の利用、促進に関する施策、いわゆる地産地消を総合的に推進することにより、農業振興を図るとともに、食糧自給率の向上を目的に実施されているものでございます。

本市では、農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中、6次産業化、具体的には農業者みずからが生産から加工、流通、販売まで一連の流れに取り組むことは、地域ブランドの創出、地産地消の推進、農業と他産業との連携が図れるほか、経営の多角化や所得の向上、雇用機会の創出などにも大きく寄与するものであると認識をいたしております。

本市の取り組みとして、農業振興計画に基づき平成23年度より市が単独で進めており

ます活力ある阿波市農業振興事業の中で6次産業化に関する施策を申し上げますと、農業者等が食品の製造や加工への取り組みがスムーズに行われますよう簡易加工施設整備事業、加工品等開発推進事業を実施しておりまして、加工施設の整備や新たな加工品の開発に要する経費の一部を支援しているところでございます。事業開始から昨年度までの3年間の実績を紹介させていただきますと、延べ38名の方が当該事業を活用されております。一例といたしましては、イチゴを使ったジャムやフルーツトマトを使ったゼリーなど、加工施設の建築や調理器具の導入等により、新たな加工品も多く開発されております。現在では、産直市での店頭販売をはじめ、中には大手百貨店やスーパーへの契約販売、またインターネット販売など、さまざまな販路が確立されており、小規模ではありますが、6次産業化に対する本市の取り組みが意欲のある農家等に対しまして一定の効果を上げていると考えています。

また、徳島県では、6次産業化サポートセンターが設置されておりまして、6次産業化に関する相談、提案への対応や専門的な技能を持つ6次産業化プランナーの派遣、また実践的なスキル、ノウハウを学ぶビジネス研修会や異業種との交流促進なども行われております。高度な技術や手法に関しましては、当センターの積極的利用もあわせて推進していくなどによりまして、農業生産性の向上と農業経営の安定を図り、所得の向上につなげていきたいというふうに考えております。

次に、2点目のご質問でございます。

農地中間管理機構への取り組みの現状とそのメリット、デメリットを市はどのように見込んでいるかということでございますが、これにつきまして答弁させていただきます。

本年3月、農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律が施行されております。これは、我が国の農業の構造改革を推進するため、農地利用の集積、集約化を行う農地中間管理機構を全国の都道府県に創設するとともに、機構の設立に合わせ、遊休農地解消措置の改善、青年等の就農促進策の強化等を講じるものでございます。

徳島県では、今年3月に徳島県農業開発公社が農地中間管理機構の指定を受けて事業を進めております。その業務の一部を本市でも受託いたしておりまして、事業推進に取り組んでいるところでございます。

ご質問の取り組みの状況につきましてですけれども、本日の徳島新聞にもありましたように、8月末現在といたしましては、借り受け希望者が5件で8.1ヘクタール、貸付希

望者、出す側ですけれども、これが16件で6.4ヘクタールとなっております。まだまだ少ない状況ではございますが、今後は貸付希望者と借受希望者及び人・農地プランに位置づけられている地域の中心となる経営体等で構成する座談会等の協議の場を設けまして、貸し手と借り手のマッチング作業を進め、農地の集積、促進をさせていただきたいと考えております。

次に、農地中間管理機構のメリット、デメリットというご質問でございますが、主なメリットといたしましては、農地の貸し借りをを行うことによる農地の集積、集約化、農業経営の規模拡大の促進、農業の生産性や農業所得の向上、そして耕作放棄地の解消などの点が上げられると考えております。また、農地の出し手と担い手の間に公的機関が介在することで安心して農地の貸し借りができることや、地域に対する支援策といたしましては、集落などの地域でまとまった農地を機構に対しまして10年以上貸し付けた場合、その割合にもよりますが、10アール当たり2万円から3万6,000円が地域集積協力金として交付される制度もございます。またほかにも、個々の出し手に対する支援策といたしまして、機構に10年以上農地を貸し付け、機構から受け手に貸し付けられますと、条件によりますが、経営転換協力金といたしまして、1戸当たり30万円から70万円、あるいは地域集積協力金といたしまして10アール当たり2万円が交付されるといった制度もございますので、これらはメリットであると捉えております。

一方、デメリットにつきましてですけれども、まだ始まったばかりで想定の範囲内でありまして、不安材料ということで申し上げますと、農地集積が進みますと、大規模農家が増加することになります。そうなりますと、兼業農家等の小規模農家の減少が予想されます。これによりまして、これまで管理されてきました条件の不利な農地は借り手を見つけることが非常に難しく、荒廃が進むおそれがあるのではないかとというふうに感じております。

次に、3点目のご質問でございますが、企業が持っているノウハウを活用するために、例えば販売とか生産性の向上に役立てる戦略委員会を立ち上げてはいかかかと、また才覚を持つ方はどれぐらいいると考えておるかというご質問でございます。

現在の農業におきまして、海外からの安い農産物と価格競争にうち勝つためには、野菜をただつくって売るだけではなく、考える農業、売れる農業を実践し、有利な販売につなげていかなければなりません。そのためには、農業者自身が持つ物事に対応する能力や工夫を凝らすこと、つまり議員が言われておりますところの才覚が大変重要であると思いま

す。近年の農産物の流通販売におきましては、加速度的に自由化が進んでいますが、本市でもこの才覚を持ち合わせた農家の方や生産者組織等につきましては、JA出荷に加え、農産物直売所での販売、インターネット販売、またさまざまな流通業者との契約栽培や直接取引によりまして、全国への出荷等も積極的に取り組まれております。農業所得の向上に努力されていると考えます。また、さきに申しました6次産業化に取り組む農家におきましても、高付加価値をつけた加工品の販売など、みずからが考え、工夫を凝らした販売戦略等が進められております。

このような農家がどのくらいおいでなのか、具体的な人数を把握することは困難でございますけれども、販売戦略が確立された農家を才覚を持ち合わせた方と仮定いたしました場合、本市でもみずからが創意工夫を凝らして販売戦略を立てるなど才覚を持ち合わせる方は大変多くいると思われまます。今後においても、増加を続け、本市の農業がますます元気になることを期待をいたしておるところでございます。

次に、農家と企業の関係でございます。このコラボレーション、つまり農商工連携につきましては、ご指摘のありましたとおり、さまざまな効果が期待されておるところでございます。例えば、企業との連携ブランド化の創出、商工業者による商品開発や多様な流通チャンネルを活用した販路の開拓、工業技術の蓄積を生かした生産性の向上への取り組みなどが上げられます。このようなことから、農商工連携は、双方の所得向上のつながる上、本市の農業振興にも大変有効であることから、民間企業との連携につきましては積極的に進めていきたいと考えております。

また、ご提案のありました民間企業のノウハウや意見を聞くための委員会等の設置につきましても、本市の農業の維持発展を促進していく上でどのような影響があり、どのような効果があるか、しっかりと見きわめて検討していかなければならない課題であるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） ただいま天満部長からご回答いただきましたが、1項目めの6次産業化に関しましては、市も支援を行っており、阿波市の特産品であるイチゴやトマトを使った加工品が開発され、それらを大手百貨店やスーパーへの契約販売、インターネット販売など、販路の開拓もあわせて行っていると伺い、大変心強く思いました。阿波市においても、地道な努力が実りつつあると思っておりますので、今後とも自信を持って力強く進めて

いただきたいと要請して、この質問を終わります。

次に、2項目めの農地の中間管理機構については、これから取り組む事業ですので、農家がどのように受けとめてくださるのか、現時点では明確でない面もございます。しかし、担い手にとっては、生産の大規模化が可能になり、経営的にもやりやすくなるメリットは考えられますので、一步前進でなかろうかと考えます。ただ、阿波市内の農地の一区画当たりの面積や形状を考えますと、機械化が思うに任せず、生産性の面で課題が残ります。また、今年のように、米の価格が5,000円を割るような状況になれば、借り手が二の足を踏んで、余り効果が期待できない側面も懸念されます。いずれにいたしましても、いろいろな課題はありますが、農地を集約し、生産性を確保するために、この農地の集積は必要不可欠と考えられます。したがって、積極的なお取り組みをお願いしたいと思います。

次に、3項目めの販売とか生産性の向上に結びつける戦略委員会の立ち上げについては、ご検討いただけるとのご答弁がありました。農業にとって、今必要なことは、まず何よりも農家がもうけを少しでも実感できるような、農業で飯を食っていけるような仕掛けづくりを急ぐべきだと考えています。言うのはやすく行うのは難しいとは思いますが、販売とか生産性の向上に結びつける戦略委員会の立ち上げは、農家の所得向上に大きな役割を果たすものと確信いたしております。前向きにご検討いただきたいと思えます。

再問に入りますが、市当局は、いろいろな情報を持っており、さまざまな情報が集まってきます。これらの情報を駆使し、魅力ある農業への積極的な仕掛けづくりに取り組んでほしいのです。農業は、明るい話題に乏しく、極めて厳しい環境にあります。農業が廃れば、阿波市も廃れます。希望を見出せる農業にするために、改めて市の決意を再度伺いいたします。

○議長（木村松雄君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 川人議員からの再問でございますけれども、さきにご質問をいただきましてご答弁させていただきました3項目に加えまして、本市全体の農業を総括しての答弁とさせていただきますと思えます。

本市の農業につきましては、水、土、気候、環境ともに大変恵まれた条件のもと、県下有数の農業地帯として発展してまいりました。しかし、近年では農業従事者の高齢化と減少、担い手や後継者の不足、耕作放棄地の増加など、いわゆる農家農業離れが進んでおりまして、この問題の解消が喫緊の課題となっております。また、日本の食料、農業、農村

の現状を見ましても、食料自給率の低迷や本市同様の課題を抱えた中でT P P問題など農業を取り巻く状況が大きく変わろうとしております。ご質問にもございました6次産業化や農地集積、また農商工との連携につきましては、農業を基幹産業とする本市にとりまして大変有効な取り組みであると考えております。今後も、国、県の方針や施策の動向を見ながら、本市独自の発想を交えた、新たな計画を創設し、広く農家への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

既存の農業振興計画を基本として、民間企業の誘致や参入チャンスを的確に捉え、また農地の有効利用を促進することで、荒廃地の予防、生産コストの削減にまでつながるよう新たな農地中間管理機構の活用にも努めるなど、具体的な施策づくりを関係機関と連携しながら進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 天満部長のほうから力強いご答弁をいただきましたので、さらなるご活躍を期待して、1点目の質問を終わります。

続きまして、第2点目は、子育て支援についてお伺いします。

質問の前提として、まず阿波市の財政状況について少しふれておきます。阿波市の平成25年度決算においては、実質公債費比率が7.6%で、相当健全であると、企画総務部長は昨日の吉田正議員の質問に答弁しておりました。市長も、ハード事業に取り組んできたが、財政上心配しなくていいと強気な発言をされております。一方、平成25年度の当初予算を広報阿波4月号でPRしておりますが、その説明の中で、全体的に市の将来を見据えた子育て支援の充実など、本市の活性化と市民ニーズを重視した予算配分をしていますと解説しています。平成26年度もほぼ同様の考え方でなかろうかと推察いたしております。

さて、それでは質問に入りますが、人口減少と少子化対策は、阿波市の最重要課題の一つとして取り組んでいる、またはこれから取り組もうとしているのではないかと大きな期待をしています。こうした思いを念頭に、3点ほどお伺いします。

まず1点目は、医療費の助成対象に中学生を加えてはいかがかという件に関してお伺いします。

医療費の助成事業は、子育て支援の中心となる施策で、市町村の子育て支援のバロメーターともなっています。阿波市は、ご承知のように、小学校修了までの子どもを対象にし

ています。ところが、吉野川市は中学校までを対象に、美馬市は中学校修了までの子どもを対象にしています。さらに、上板町も中学校修了までを対象にしており、阿波市に隣接する2市1町は、全て中学校修了までの子どもを対象にしています。医療費の助成サービスをこのように近隣市町に比べて低く、見劣りする状況にとどめて、若者が阿波市に住んでみたいと思うだろうか、懸念します。阿波市も子育て支援に力を入れるという看板も、中身を見ればこんな状況かと失望されるのではないかと心配します。

そこで、医療費の助成対象を中学生の子どもまでに枠を広げることを提案いたしますが、どういうお考えをお持ちか、お伺いいたします。

次に、2項目めは、小・中学校の教室にエアコンを設置してはいかがについてお伺いします。

この質問については、6月議会で同僚の森本議員が質問いたしましたが、教育委員会は、学校では暑さに負けない体づくりを推進していると答弁され、今後についても子どもの実態や環境の変化等を慎重につかみながら、学習環境と健康に十分配慮し対応していきたいと、エアコン設置については若干の前進があるものの、慎重な姿勢を崩していません。

そこで、エアコンの設置について考察してみたいと思います。

まず、学校関係者や保護者等の意見を聞いてみますと、6月、7月は湿度が高く、蒸し暑くて、学習意欲がそがれるとか、特に午後の授業では、暑さにばてて、居眠りをしがちだとか、学校から帰ってくると、すぐにシャツを脱ぎ捨てて、クーラーの前に居座っている等々の声が聞こえてきます。エアコン設置に対する市民のニーズは、近年急速に高まっています。過去の気象データを調べてみますと、毎年一定して暑くなっているわけではありませんが、暑い夏、暑い年、涼しい年を繰り返しながら、10年ぐらいの期間で見ますと、確実に暑くなっているとデータが示しております。このため、県内におけるエアコンの設置状況は、吉野川市、石井町、神山町、松茂町、板野町、佐那河内村の6市町村が全ての普通教室にエアコンを設置しています。ちなみに、設置基準は25.5%と、率としてはまだまだという割合であります。4年前の調査に比べて3倍近くにふえています。一方、エアコンの設置予算がいかほど必要かということ調べてみますと、約2億円と推計されます。そのうち国の学校施設環境改善交付金を利用すれば、3分の1の補助金が得られますので、市の負担は約1億4,000万円となります。このほか、電気代として年間約1,500万円程度が必要になってきます。

さて、これまでこの問題に関しては、教育委員会が答弁してきましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条によりますと、予算面に関することは市長部局に権限がございます。したがって、この件に関してどのようにお考えなのか、市長部局のご答弁をいただきたいと思っております。

3項目めは、子育て支援住宅の建設をはいかがでしょうかを提案します。

急速な少子化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えているという危機感から、国を挙げてこの課題に取り組むため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。阿波市でも、次世代育成支援行動計画を策定し、子育て支援や働きながら子育てをしている方々の生活支援、また子どもたちの健全育成のためにさまざまな支援事業を展開しています。例えば、乳幼児等に対する医療費の助成、保育料の軽減、放課後における児童の健全育成、幼保一元化に向けた取り組み、ファミリー・サポート・センターの設置等々、きめ細かなメニューを準備し、一定の成果を上げておられます。そこで、このメニューの中に、子育て支援の市営住宅を整備してはいかがでしょうかと提案します。目的は、若者の市外への流出を食い止め、若者の定住促進と次代を担う子育て世帯を支援するものです。全国的には数は少ないですが、市町村の独自事業として取り組んでいる事例を見かけます。基本的な要件としては、家賃が比較的安いこと、入居期限を設けていること等があります。いずれにしても、大変好評で、子育て支援の柱ともなろうかと考えています。ぜひともご検討いただきたく、市のお考えをお伺いいたします。

○議長（木村松雄君） 川井健康福祉部長。

○健康福祉部長（川井 剛君） それでは、川人議員のご質問である乳児医療費の助成を中学生も対象にしてはどうかという質問にお答えいたします。

先ほど言いましたように、隣接する2市1町の医療費助成の状況を調べてみますと、中学校修了まで全ての医療費が無料というのではなく、吉野川市、上板町においては、1レセプト600円の自己負担金が必要となっています。また、美馬市は、中学生のみ1レセプト600円の自己負担金が必要となっています。

阿波市におきましては、乳児医療費の助成は小学校修了時までであります。自己負担であります1レセプト600円の負担はいただいております。また、医療費助成のほか、阿波市で実施している施策として、保育料の負担軽減として、国の基準より保育料を低く設定するなどの経済支援や市単独事業としてひとり親家庭入学祝い金事業、出産祝い金事業等を実施しています。また、子育て及び保育環境の充実のために、来年度より認定

こども園として実施する2カ所の整備事業、各小学校区ごとに放課後児童クラブ、児童館等を設置し運営し、保護者の就労支援と児童の健全育成に取り組んでいます。また、学校施設におきましては、市内小・中学校の耐震工事とあわせ大規模改修を実施し、教育環境の整備に努めております。以上のように、子育て、教育関係の施策にも、他市におくれないうように取り組んできました。

今回の質問の乳児医療の中学校までの拡大については、6月議会の一般質問でもお答えしましたように、恒久的な施策となりますので、現在実施しているさまざまな子育て支援等の施策の中で総合的に判断するとともに、財政状況や他の市町村の状況も踏まえ、検討してまいりたいと思います。今後も、限られた予算の中で安心して子育てできる環境づくりと子育て支援の充実に努めてまいりたいと思いますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 川人議員の一般質問の2、子育て支援についての小・中学校の教室にエアコンを設置してはいかがかについて答弁させていただきます。

文部科学省では、公立学校施設における空調の設置状況について、平成10年度よりおおむね3年に1度調査を行っており、平成26年4月1日現在の小・中学校の普通教室へのエアコンの設置率は32.8%で、平成22年調査の16.0%から倍増しております。このことから、近年の猛暑を背景に小・中学校にエアコンを設置する自治体がふえているのではないかと考えています。しかしながら、7月と9月の気温を検証してみますと、1990年、徳島県でございます、平成2年には、最高気温の平均が7月には31.6度、9月には28.5度、2000年、平成12年には7月が31.3度、9月には28.9度、2010年、平成22年には、最高気温は7月、9月とも30.5度でございます。また、昨年7月には31.9度、9月には28.5度と、その年によって多少の違いはありますが、近年だけに限った猛暑ではないように思われます。また、エアコンの設置率が高くなっている要因については、気温の上昇によるものだけでなく、家庭でのエアコンの普及に伴う児童・生徒の生活の変化によって、議員ご指摘のように、エアコンの設置に対するニーズが高くなっているとも言えるのではないかと思います。

学校施設へのエアコンの設置については、明確な基準はないものと考えております。おおよそ食品の衛生管理や実習などのために必要な場所、特に静かな環境での学習が必要な場所、楽器の音などに周囲に影響を与える場所、生徒の健康上温度調節が必要な場所など

のように、一定の必要性を基準として設置しているのではないかと考えます。

次に、徳島県において、高等学校では特別教室には県費で設置をしておりますが、普通教室については、夏休みには授業を行わないことから、県の予算でのエアコンの設置は原則行っておりません。多くの場合、卒業生からなどの寄贈などによる設置としている例が多いようでございます。文部科学省の調査においても、高等学校の普通教室の設置率は61.4%で、小・中学校と比べ約2倍も高いのは、このような背景があるのではないかと考えております。

また、小・中学校の特別教室への設置率は27.3%で、普通教室より5.5%低い結果となっております。

本市では、平成25年度から利用頻度の高い特別教室へのエアコンの設置を行っており、現在の設置率は48.8%で、全国平均を21.5%上回っております。普通教室へのエアコンの設置につきましては、本来酷暑の時期に夏休みを設け授業を行わないことや設置に係る事業費が、先ほど議員がおっしゃられたように、2億円もかかること、年間の電気使用料金が1,500万円もかかる見込みであることなどのより、設置に至っておりません状況でございます。

本市においては、まず特別教室への設置を最優先して行っておりますが、これも平成27年度には完了する見込みとなっております。完了後は、財政状況を鑑み、児童・生徒への学習状況や県内の整備状況、環境の変化などを勘案し、普通教室へのエアコン導入についての対応をまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 友行建設部長。

○建設部長（友行義博君） 川人議員の一般質問、子育て支援についての3点目、子育て中の若者を対象に市営住宅を建設してはいかがについて、建設部よりお答えいたします。

本市では、現在阿波市営住宅ストック総合活用計画に沿った整備を進めており、周辺小規模団地の集約化、効率化を目指した東条団地の建てかえや屋根、外壁改善などの長寿命化改善事業に取り組んでいるところでございます。

新しく建設する住宅におきましては、団地内で多世代、多様な世帯構成を受け入れられるよう住宅規模の複合化を図り、多世代交流型住宅団地を目指しております。現在の公営住宅制度では、住宅に困窮する低額所得者に対して安い家賃で住宅を供給することが目的であるため、子育て世帯を対象とした住宅建設に対しましては、今のところ有利な国の補

助制度がありませんが、子育て支援の観点からさまざまなニーズに対応することのできる多様な選択肢、住宅の確保は重要であると認識しております。

子育て世帯専用の市営住宅の建設については、現在整備計画はありませんが、市営住宅の入居募集におきましては、子育て世帯についても一定の枠を設けての募集や入居の取り扱いの中で対応可能か検討をすることとあわせて、建てかえにより集約された住宅の団地跡地の宅地分譲等への活用、民間との連携も含め、今後研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 医療費の助成対象の拡大については、理事者のほうから、財政状況や他の市町村の状況も踏まえて検討したいとの答弁がありました。

そこで、まず財政状況についてであります。昨日の吉田正議員の答弁に、財政状況は相当健全であると自画自賛しており、また9月1日の議会開会日には、監査委員から阿波市の財政状況は健全であると説明がございました。一方、他の市町村の医療状況につきましては、24市町村のうち17市町村が中学校まで、うち2町村が18歳までを対象にしております。小学生までは、阿波市を含めて7市町村であります。この2つの面から判断しますと、医療費の助成対象を広げていただけないかと期待いたしております。新年度の予算編成に向け、ぜひとも前向きなご検討を要請しておきます。

もう一つ言っておきます。市の財政状況についてお尋ねすると、相当健全である、県下で一、二の状況にあると胸を張ります。ところが、一たび施策を提案すると、財政状況に鑑みと、先送りの手を打ってきます。極めてわかりにくい行政運営であり、極めてわかりにくい答弁となっています。もう少し丁寧で、わかりやすいご答弁をいただけますようよろしくお願いします。

次に、エアコンの設置についてでございますが、特別教室への設置が平成27年度に完了する見込みで、その後に対応を考えたいとの答弁で、少しは前向きに受け取れますが、再問いたします。

先日、学力テストの結果が公表されましたが、県全体についてであり、阿波市の結果は公表しないと昨日ご答弁がありました。しかしながら、既にエアコンを設置している吉野川市や石井町等と比較して、テストの結果にどのような違いが出てきたのか、大変関心がございます。学校は、さきの6月議会の教育委員会のご答弁のように、体づくりの面もあ

りましょうが、近年の暑さは、そういった精神論の域を超えております。また、これだけ暑くなってきましたと、熱中症対策も心配になってきます。エアコンを既に設置している関係者に伺いますと、授業中の集中力が持続する、学習効果が向上する、夏休み中に補充学習をふやすことができる等々の教育効果が上がっています。要するに、学習効果を上げるために教育環境を整備していくのは行政の責務ではないでしょうか。エアコンの設置についてる申し上げましたが、つまるところ、トップがエアコンの設置事業を他の事業と比べて、まだまだ先のことと考えているのか、早急に設置すべきと考えているのか、優先順位をいかに考えているかの問題だと思います。阿波市内の児童・生徒はもとより、保護者各位は、一日も早いエアコンの設置を望んでいます。市長のご答弁をお願いします。

子育て支援住宅につきましては、これは子育て支援に関しましては各部局が連携し、一丸となって子育て支援にそれぞれ力を入れてほしいと、そうしないと、やはり一定の成果を上げることはできないのではないかと思います。住宅のほうも、一応調査してみてください。よろしくをお願いします。

○議長（木村松雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 川人議員のほうからは、阿波市の農業問題、あるいは子育て問題等々、大きく2つの質問がございました。いずれも、私お聞きしていましたら、しっかりと現状問題点を捉えた上で、しかも答弁内容についてコメントをいただいている。私ども、いい勉強をさせていただいておりますこと、お礼申し上げたいと思います。

質問の内容なんですが、子育て支援の中で小・中学校の教室にエアコンを設置してはどうかということで、財政状況等々、部長のほうからも答弁いたしておりますけれども、エアコンが教育施設の中で優先順位考えるならどうということなんだろうというご質問であったと思います。私、川人議員の一番冒頭の質問の中で、人とお金を見れば、その姿が見えるという冒頭の質問がありました。そういうことからすれば、本当に阿波市の教育設備の中でエアコンというのがどれぐらいの比重を占めるのか。一方、財政状況を見れば、阿波市は、阿南市、あるいはものによっては徳島市に次いで財政状況がいい。じゃあ、金はあるんだろう、エアコンぐらいどうっちゅうことないんだろうというような考え方にいくんじゃないかなと思います。

そこで、お金の話を冒頭申し上げてまことに申しわけないんですが、阿波市の教育施設、私職員にもよく言います、1点だけ捉えて話をするな。全体を捉えろ、高いところから見えてくれ。教育環境の教育の施設だけ捉えてみても、合併して約1年後、平成18年にな

りますかね、26年度までの教育施設の整備比べてください。全体を見てほしい。まず、一番金かけてるのは、4中学、10の小学校、幼保連携施設、あるいは学童保育等々の事業は、実は約58億5,900万円、ただ26年度だけは予算ベースで話ししています。同じ学校の耐震、4中学、10の小学校やりましたけれども、施設の内容につきましては、設計段階で皆職員がチェックしてます。例えば、阿波中学、四国一の学校といってマスコミ界をにぎわしたんです、すばらしい校舎、すばらしい体育館。ただ、デザインはきれいだけれども、少し暗いかな、あるいは風通しが悪いということで、大規模改造を行っています。非常に細かいところまで、58億5,900万円かけて行っています。耐震大改造だけでなく、コンピューター整備、あるいは消防設備、プール建設等々行ってます。

じゃあ、次にやるのは何か。何もクーラーを後回しにしよう、あるいは中学生の医療費を近隣の市町から随分見劣りがするという言葉もありましたけれども、そうじゃないんですよ。人の姿も、人はお金というのは、表裏はなかなかわかりませんが、人、後ろ姿違いますよね、正面から見るの、違う。でき得れば、人を見るときには全体を見てほしい。行政のやり方も、全体を見てほしい。学校施設に59億円かけた近隣市町村がありますか、正直言いまして。私は、こういう面では、阿波市の子育て、他には負けてはいないと考えています。これも、議会議員のすばらしいご協力、あるいは市民の協力があつたがためにここまでできたんじゃないかなと、実は自負しております。

そこで、ご答弁に入りたいと思いますが、今言いましたように、阿波市では小・中学校の耐震事業、あるいは幼保連携施設等々、学校関係の施設だけで59億円、そのほかに庁舎、あるいは交流防災施設、給食センター等々、いろいろございますけれども、これは学校施設と関係ないので、余り申し上げたくはないと思います。とにかく、学校施設につきましては、他の自治体と引けをとるようなことはやってない。

もう一点、ハード事業のみならず、ソフト事業についても、例えば幼保連携施設、あるいは学校給食センター、ソフト事業とセットで初めから動かしています。議会でも申し上げますけれども、幼保連携施設、恐らく来年は県下では10の認定こども園ができますと思いますが、その中で阿波市が3つ、しかもハード事業の建物をする前に、保育所あるいは幼稚園の先生方がしっかりと毎月協議会を持って勉強会される。切れ目のない子育てをどうやってやっていったらいいのかな、あるいは保護者と随分検討会を開いて、勉強した上でハード事業を動かしている。そのあたりも、全体として捉えてほしい。点だけでは

捉えていただいたんでは、私は本当に困ります。反省もします、そういう見方で見られる方も、随分市民にはいるんだな。これについては、謙虚な気持ちになってしっかりと反省して、できる限り市民に周知していきたい、かように思っております。

それから、今部長のほうからクーラーですかね、いろいろと2億円要るわな、あるいは議員のほうから、電気代に1,500万円要るわな。私、失礼ですけど、そんなこと考えてません。本当に考えてません。やるときはやります。ただ、中に残ってるの何かと言うたら、教育長も随分と吉田稔議員の質問にお答えいたしましたけれども、阿波市の教育振興計画、何を考えているのか。多分、議員の皆さんご存じだと思いますけど、23年3月にできています。子どもたち、阿波市の未来をつくる力、あるいは郷土を愛する心、一番大事なのは、たくましく生きる力なんですよね。そういうことで、生きる力というのが基本になっておりまして、その上に知、徳、体を養っていこう。クーラー入れたら、本当に知徳体がよくなるのかな、あるいは未来をつくる子どもができるのかな。私は、そうとも言えないと思います。やっぱり教育力、まず家庭力ですかね。それと、教育力、それと地域力、それで子どもの努力、そういうトータル的な環境をつくるのが我々の仕事じゃないかと思っています。例えば、保護者の方、先生方をお願いしたいんですが、暑ければ、多少木陰で勉強してもいいじゃないですか。あるいは、うちわの使い方を子どもでも教えていいじゃないですか。あるいは、ぬれタオルで顔を拭く、あるいは薄着になる、そんな生きる力を子どもに教える。やっぱり先生、保護者、クーラーだけ入れたら解決するもんじゃない、私はそういうふうにも思いながら、一生懸命教育委員会とも話ししながら行政を進めているつもりです。その分だけは、十分にご理解いただきたい。隣がクーラー入れたから、隣が医療費が無料にしたから、ああ市長、すぐにやらないかんよって言うんじゃないですよ。これは、議会議員も判断していただきたいと思っています。やるときにはやります。

ここに大事な資料があるんですが、ただ阿波市の場合、隣近所と比べちゃいかんですね。10の小学校、4の中学校、阿讃山脈背景に吉野川まで南面傾斜で、農村地域の田園地帯に校舎がある。ビルの谷間、あるいは商店街の谷間で、ぽつんと建ってる校舎じゃないですよ。そういう環境条件を頭に入れてほしいなと思います。

それともう一点、ちょっと心配なのがあるんですが、ここに25年と26年度の7月の10の小学校、4つの中学校の1校2部屋ずつの温度管理全部やっています。データがあります。25年度は14日間ですか、26年度は12日間、33度の教室の室温が変わって

る。ところが、不思議なもんです。皆さんがうわさしているある小学校、暑い暑いって、やっぱり暑いんですね、これ。割合、ほか涼しいんですよ。例えば阿波の小学校なんか、ほんとすごい涼しいです。それと、川人議員もおっしゃいましたけど、年によって全然違います、暑いときと暑くないときと。これだけ違うのかな、あるいは場所によって違う。東のほうでも、例えば名前出して言いますが、土成中学と御所の小学校、同じ土成なんだけど、全然違いますよね、室温が。だから、そういう細かいことも対応しながら、もっともっと分析して、本当に子どもたちが素晴らしい教育環境になじめるように、努力していきたいと、かように思っています。

それともう一点、今現在までに随分室温が上がってる上がってるって言っています。熱中症は一人も阿波市から出ておりません。

それともう一点、私も阿波市の防犯協会の会長やっています。鳴門の陸上運動公園で吉野川阿波市の警察署長、あるいは中学校の校長全員が出て、鳴門の陸上競技場で、あの暑い最中ですかね、陸上大会やります。子どもたちは、やっぱりすごいですよ。何でこれで熱中症ならないの、私がびっくりする。とにかく休んでくれよと、休まない。1,500メートル、グラウンド平気で走りますからね。それで一つも熱中症なったことない、倒れた人もいない。だから、子どもって本当にどんなのかな。まだ、いまだに私もわからんところがあります。クーラー入れたら、本当におさまるのかな。でも、その子どもたちってどういうふうな体力づくりしてるのかな、保護者どう思ってるのかな、先生何も休めって言いませんよね。子どもたちも一生懸命やってる、200人ぐらい参加しますけど。そんなおかげで、阿波市合併の17年、18年当時、四国の中学の総合体育大会、20人ぐらい参加ができてませんでした。去年なんかは170人、県下の中学校の1割が阿波市から出てる、四国の総体に。そんなとこまで、随分と子どもたち元気になってることは確かです。これだけご報告しながら答弁といたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（木村松雄君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） クーラーの再問をいたしましたところ、市長ご自身が腰を上げられていたので、答弁をいただく前は大変期待して、何とかなるんでないかいなと思っただけなんですけれども、やっぱりそうはなかなかいかなんだようです。

私は、この答弁について、今まで過去何人もが質問したわけなんですけれども、やはり市民のニーズというのは、クーラーの設置に対して非常に強いもんがあるということ、それからエアコン設置すれば、さきに設置しとるところの状況を聞いたら、いろんなメリッ

トがあるということ、さらに各ご家庭にクーラーがほとんど全戸普及しているような状況があること、これらを踏まえて、お考えいただけないかなと思います。これから新年度の予算編成に向けてご検討いただけたら幸いかと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（木村松雄君） 野崎市長。

答弁してください、これ再々問ですからという形です。

○市長（野崎國勝君） 議長の本当に許可いただきましたので、答弁いたしたいと思いません。

はけ違いしないでください。クーラーを入れないとは言っていません。これだけご理解ください。十分私も承知しておりますので。

ただ、私が条件つけてるんじゃないんですが、やっぱり子どもはたくましく生きるように親が育てる、あるいは先生が育てる、あるいは地域も一緒に育てる。そういうことをしっかりと皆頭に置いてもらって、クーラーを据えていく。クーラーができたから知らないよ。うちの使い方も知らない。布巾の使い方も知らない。そんな子どもじゃ困るんだ。自分で暑さをしのぐ力を教えてほしい、皆さんに。それと条件にクーラーも入れましょうよ、そういうことなんです。だから、クーラー入れないとは言ってませんから。ソフトと、要はハードとをセットにしたい。これ僕の性格ですから、これは勘弁してください。そういう条件いつもつけてますので、よろしく願いします。

○議長（木村松雄君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 第3点目は、阿波本庁及び市場、土成、吉野の各市庁が再利用できないかについて質問いたします。

1項目めの本庁及び支所の跡地利用について質問を行います。

市は、新庁舎の建設に伴い、現在の阿波本庁及び市場、土成、吉野の各支所の庁舎は解体する方針であると伺っております。その大きな理由は、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いという耐震診断の結果が判断の大きな根拠になっていると思われまます。このことは、4年前の平成22年3月に発表された阿波市庁舎建設基本計画の冊子からも明らかに推測できます。一方、こうした鉄筋コンクリートづくりの場合でも、10年、20年の節目には大規模な補修を行って、長年使うものと考えておりましたが、そうしたアフターケアは十分行っていたのでしょうか、これは質問ではございませんが。いずれにしても、4庁舎を解体する方針にしておりますが、その跡地事業についてど

のようなお考えか、お伺いします。

次に、2項目めは、各庁舎を減築できないかについて質問を行いたいと思います。

4庁舎いずれも鉄筋コンクリートづくりで、解体費用が4庁舎合わせると2億円強必要になってくるそうです。このまま解体してしまうには、いかにももったいないし、学校関係の建物が耐震補強して使っているのを見ますと、何か割り切れない思いがいたします。阿波本庁は、昭和54年に建設され、築35年しか経過しておりません。市場支所は、昭和45年建設の築44年、土成支所北棟は昭和47年建設の築42年、吉野支所は昭和39年建設の築50年しか経過しておりません。

一方、一般的にコンクリートづくりの建築物の耐用年数を調べてみますと、国の総務省令では、耐用年数原則50年と定められています。さらに、本年4月22日付で総務省から公共建設物の総合的かつ計画的な管理の推進について通知があり、長寿命化、つまり50年のところを60年、70年使ってはどうかと提言されております。阿波市の各庁舎は、建設してから経過年数を考えますと、十分再利用できるのではないかと考えられます。駐車場も十分なスペースがあり、利用価値は大であります。したがって、このまま解体するのと、少し手を入れて有効活用するのとを比較して、どちらがより住民サービスの向上につながるのか検討する必要があるかと考えております。その具体的な方策として、最近話題になっている減築という方法が講じられないだろうかと提案します。これは、例えば5階建て、6階建ての建物を1階まで、または2階まで残して、それ以上を撤去し、リニューアルして再生利用するような場合に使われています。本市でも、阿波本庁及び各支所の例えば2階部分、3階部分以上を撤去し、1階部分、2階部分を再利用できないかと考えておるわけです。このため、1階まで、2階までにした場合の耐震診断を行って、その結果によって解体するかどうかを判断しても遅くはないと思います。減築は、耐震性の確保、維持管理コストの低減等のメリットも考えられます。また、新たに建築した場合と比較して、相当割安となります。人口減少と今後の財政状況の先細りを考えた場合、新しくつくるということから賢く使うことへ発想の転換をしてはいかがでしょうか。

そこで、2階までにした場合の耐震診断を行うかどうか、またクリアできれば減築を考えるかどうか、あわせてお伺いいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 川人議員の一般質問の3点目、阿波本庁舎及び市場、土成、吉野の各支所の再利用についてのうち、1項目めの4庁舎解体後の跡地をどのように

活用するののかについて答弁させていただきます。

阿波本庁及び各支所の建物については、平成20年度において耐震診断を実施しており、各施設とも倒壊、崩壊の危険性があるとの判断結果となっております。また、各施設とも、建物本体の老朽化はもとより、空調、電気、給排水設備についても老朽化が進んでいる状況です。その中でも、吉野、土成、市場の各支所については、建築年が昭和36年から昭和47年で、建築後既に40年以上が経過していること、また平成25年4月に開催した庁舎庁内検討委員会においても解体方針が出されていることなど、総合的に判断して、現段階では解体を行うのが妥当であると考えております。しかし、阿波本庁については、昭和54年建築で、他の施設に比べ新しく、委員会においても引き続き十分検討することの方針などであることから、解体ありきではなく、地域の活性化につながるような有効活用はできないか、各部局間において利用方法を含めて検討を進めてまいります。

次に、各支所庁舎解体後の跡地利用のあり方については、各施設の周辺状況や市民ニーズを考慮することが重要であると考えております。現在の各支所の周辺状況を見てみますと、各施設ともそれぞれ旧町における中心部に位置しており、その周辺にはコミュニティーセンターや図書館など、市民の方が多く集う公共施設があり、幅広く利用されているのが現状でございます。このことから、市場、土成、吉野支所庁舎の解体後の跡地利用につきましては、現在の利用形態及び近隣施設の駐車場確保の観点からも、周辺施設と合わせた地域の活性化につながるような有効利用を図る必要がございます。現時点での方針といたしましては、各支所庁舎の解体費用も、事業対象となる補助事業である都市再生整備計画、地域生活基盤施設事業を活用した整備を計画しているところでございます。本事業によりまして、南海トラフ巨大地震等などの大規模災害に備えた安全・安心の防災まちづくりを図り、各支所庁舎跡地を利用した市民の交流、憩いの広場、また施設が旧町における中心部に位置していることから、災害時の避難場所や活動場所等になる地域防災拠点としての跡地の有効利用を考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、2項目めの4庁舎を減築して再利用できないか伺いたいについて答弁させていただきます。

建物の減築とは、上層階を撤去することで、建物の荷重を減らし、耐震性能を向上させるメリットがございます。他の自治体におきましては、近年の少子化による学校の統廃合や耐震化予算を削減するために、耐震改修にあわせた形で減築を行っている施設があると聞いております。市が管理する施設は、阿波本庁及び各支所以外にも、昭和56年以前の

旧耐震で建設された建物も多く存在しており、その建物についても4庁舎同様、本体の老朽化はもとより、各設備に関しても老朽化が進み、頻繁に修繕を行っているのが現状でございます。こうした現状も踏まえ、本年度において阿波市が管理する公共施設全体の状況を把握するため、公共施設マネジメント支援業務の委託業務を現在実施しているところでございます。この業務におきまして、阿波市の人口動向や財政状況、公共施設の現状データから利用状況の把握を行うとともに、公共施設の将来にわたる更新費用の推計値から、施設の長寿命化、耐震性の確保、機能性及び行政サービスの向上、投資の平準化、効率的な維持管理についての基本方針を本年度末をめどに策定したいと考えております。

議員ご質問の4庁舎の減築についてであります。阿波本庁を除く各支所の建物につきましては、先ほども申し上げましたが、建築後40年以上が経過し、建物本体の老朽化はもとより、空調、電気、給排水設備についても老朽化が進んでおり、一般的なコンクリートづくりの建築物の耐用年数50年まで10年を切っており、今後における維持管理費からしても、解体が妥当であると考えております。しかし、阿波本庁につきましては、昭和54年建築であり、議員ご指摘のとおり、耐用年数を考えても十分再利用ができるとも考えられ、解体か減築か、幅広い意見を集約し、比較検討を行うことは必要であります。

解体費用につきましては、4庁舎合わせると、仮試算ではございますが、議員先ほど申しましたように、2億円強の予算が必要となり、阿波本庁につきましては約9,000万円の解体費用が発生すると想定しております。一方、減築を行う場合には、減築が可能かどうかの調査も必要であり、それとあわせて、減築をした場合の耐震診断も実施することとなります。また、阿波本庁の減築を行い存続する場合には、庁舎の維持管理も発生することとなります。阿波本庁につきましては、既存の施設を可能な限り有効に活用することを基本に置きながら、庁舎の利用目的、維持管理の財源等にも考慮しながら、今後各部局において十分協議し、減築により既存施設を残すかどうか判断し、減築する場合には設計調査、あわせて耐震診断業務を段階的に進めていく方針としたいので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 各庁舎の跡地は、市民の交流、憩いの広場、また地域防災拠点として考えているとのことご答弁でございました。ご存じのように、新庁舎に隣接して交流防災拠点施設が間もなく竣工します。さらに、庁舎跡地に地域防災拠点と農村地帯である阿波

市に随分手厚く防災に力を入れている印象を受けました。各庁舎は、基本的には再利用していただきたいと思いますが、それがかなわぬ場合は、もっと幅を広げて、例えば児童と高齢者の交流広場とか、子育て支援の場とかに活用できないか、市民の声を聞いて、有効活用を図る手だてを講じていただきたいと要請いたしておきます。

次、2番目であります。庁舎の再利用について、阿波本庁は減築も視野に入れて取り組む、市場、土成、吉野の各支所は解体するとの答弁であります。阿波市は、総務省令や総務省通知、いわゆる国の指導にちょっと反するようなところで、阿波市独自の解体方針を出されておりますけれども、維持管理費の必要な旧庁舎を無理やり残せと言うつもりはありません。知恵を出せば、もっと有効活用の仕方があるのではないかということをお願いしたいのです。一方、ご承知のように、阿波市の自主財源は60億3,800万円で3割、依存財源は137億1,800万円で7割と、大半を国に依存しています。こうした中で、阿波市独自の解体の判断を下すことは、近い将来、例えばまだまだ使えるものを壊す富裕団体とみなされて、地方交付税への影響が及んだりしないか、取り越し苦労をしたくもなります。いずれにいたしましても、再度お考えいただくことをお願いしたいと思います。

今回の9月議会の質問を振り返って、提案型の質問になりましたが、市理事者には今後とも市民の声に一層耳を傾けられ、市政運営を行っていただきたいと要請して、私の全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（木村松雄君） これで3番川人敏男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時28分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番谷美知代さんの一般質問を許可いたします。

谷美知代さん。

○1番（谷 美知代さん） 1番谷美知代、議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。何分初めての経験であり、若干緊張しておりますので、聞きにくい点などがあると思いますが、ご了承ください。

では、私のほうから、女性の目線で介護保険制度についてと男女共同参画の実現に向け

での取り組みの2点を質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず初めに、介護保険制度についてですが、平成12年に社会保障構造改革の第一歩として介護保険制度が施行され、措置制度から社会保険による契約制度へと転換し、利用者によるサービスの選択が可能となり、多様な事業者の参入の促進が図られ、あわせて老人医療の一部を介護療養型医療施設として介護保険制度に取り組み、医療と老人福祉を統合化して、新たな制度として発足しました。平成18年の法改正では、介護保険外の補助事業として実施されていた介護予防地域支え合い事業が介護保険の中に取り込まれ、要介護1を要支援1と2に分けて、要支援の対象者をふやし、要支援の介護報酬を引き下げました。さらに、地域密着型サービスを創設し、その事業者の指定を区市町村長とし、地域密着型サービスの総量管理を介護保険事業計画とリンクさせることにより、地域密着型サービスについて多様な事業所の自由な参加に一定の制約を課せました。そうして、新たな地域の調整機関として、地域包括支援センターの創設を行いました。直近の平成24年の改正では、介護保険施設の定義から介護療養型医療施設が削除され、同サービス、平成30年3月末をもって廃止されることになりました。自立支援の観点から、訪問介護や通所介護について機能改善志向が打ち出されましたが、十分な展開ができないまま今日に至っているというのが現状です。平成27年の改革は、医療・介護一体改革に向けた制度の第一歩として、医療から介護へ、介護から在宅への方向性を踏まえた改革であり、社会保障の考え方として、自助、互助、共助、公助を基本とする旨の整理、それらを踏まえ、自分でできることは自分で行うことを原則に、公的サービスに頼る前に、地域の互助の促進、その上で共助、それでも対応できない場合には公助という考え方により、要支援サービスの本体給付からの除外や利用者負担の変更等が行われる予定です。27年度に予定される変更の内容としては、第6期の介護保険事業計画、地域包括ケア計画、介護保険改正予定の要支援者の訪問介護、通所介護が介護保険上の本体から外され、新しい統合事業によるサービスとなり、このサービスは市の事業となる予定であります。特養の入所対象者が要介護3以上となります。通所介護の分化、小規模の事業所は地域密着への変更、地域密着は市の事業となります。消費税10%に伴う利用者の負担の変更などがあります。

続いて、高齢者が安心して暮らせる条件の整備で、高齢者に対応した条件整備を進めることは緊要な課題となっており、65歳以上の高齢者人口に占める女性の割合は男性よりも高く、75歳以上の高齢者人口の3分の2は女性で、また介護の負担は、現実には女性に偏っており、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決しておくことにつながる

と考えられます。看護、介護を理由とした離職者は、年によって変動が見られるものの、男性に比べて女性が大幅に多い傾向が続いております。平成24年の平均の寿命では、男性は79.94歳、女性では86.41歳で男女とも世界でトップクラスとなっており、死亡数から最も多くなるのは男性で86歳、女性で91歳と、平均寿命を上回っており、多くの人にとって、一般的な定年を迎える60歳以降の第2の人生の時間が非常に長くなってきたと言えます。また、家族類型別構成について、3世代の割合が低く、単独世帯及び夫婦のみの世帯が増加しており、1世帯当たりの人数は、昭和55年は3.22人、平成22年には2.4人へと減少しております。平成47年には2.20人まで減少し、単独世帯の割合は37.2%まで増加する見通しであります。高齢者の介護問題は、家族だけではなく、地域でも深刻な問題であり、要介護者の数も増加が予想され、さらに寝たきりの期間の長期化や要介護状態の重度化を合わせて見ると、介護負担が極めて大きなものとなります。こうした介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みを市を初め地域で整備し、高齢者ができる限り寝たきりにならず、自立した生活を送ることができるよう支援し、高齢者やその家族が安心して暮らせる介護体制を構築していかなければならないと考えます。

では、質問に入らせていただきます。

自立に向けた取り組みとして、阿波市における要支援者は現在771名及び介護給付の額は1,297万8,965円であり、今後ますますふえるであろう高齢者に対し阿波市独自のサービスでどのように対応していこうと考えているのかお聞かせください。

次に、地域の互助サービスについてですが、互助とは相互に支え合うという意味であり、2025年には高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、少子・高齢化や財政状況から公助の大幅な拡充を期待することは難しく、自助と互助の果たす役割が大きくなってくると考えますが、高齢者によるボランティアや生きがい就労、地域のボランティア活動、住民組織活動などに対し、市が核となった支援体制がなされているのかいないのかをお聞かせください。

次に、介護保険の確実な実施を行い、高齢者が介護が必要になってきても、できる限り住みなれた家庭や地域で生活が送れるよう在宅サービスの重視、介護予防、生活支援施策の充実を図り、要介護状態となることを予防するため地域の活動に積極的に参加できるように介護予防教室の開催、生活習慣病予防のための運動指導、高齢者のひきこもり予防のための生きがい活動支援通所事業、可能な限り在宅で生活を支援するための配食サービス、

外出支援サービスなどが上げられますが、主に阿波市でそれぞれの取り組み状況をご説明  
いただきたいと思えます。

また、介護における人材の確保については、ヘルパー制度の変更により、市で行われて  
きた講習もなくなり、主任者研修となりましたが、講習の再開またはそれにかわる資格取  
得などの支援や取り組みがありましたらお聞かせください。

最後に、高齢者の社会参加活動として地域高齢者の自主的な組織である老人クラブなど  
の活動への支援状況などがありましたらお聞かせください。

○議長（木村松雄君） 川井健康福祉部長。

○健康福祉部長（川井 剛君） 前もって質問を受けておりましたが、谷議員の一般質問  
についてご答弁させていただきます。

介護保険制度についてということで、第1点目、公的サービスをどこまで対応できるか  
との質問でございますが、議員ご指摘のとおり、団塊の世代が75歳以上となる平成37  
年には、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、さらには認知症高齢者の増加が見込  
まれます。その中で、介護が必要な状態になっても住みなれた地域で暮らし続けるように  
するため、市町村が中心となって、介護だけでなく、医療や介護予防、生活支援、住まい  
を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっております。介  
護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって地域の実情に応じて、住民や関  
係団体等が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを  
推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを旨とするもので  
あります。

現在、阿波市において第6期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画に向けて21名の  
構成員で検討委員会を立ち上げ検討を進めているところでございます。内容につきましては  
は、第5期の事業計画の評価を行いながら、3年間のみならず、10年後を視野に推計を  
行い、計画に反映していく予定です。

ご指摘の公的サービスをどこまで対応できるかにつきましては、阿波市独自のサービス  
も含めまして、現時点では具体的なことは決まっておきませんが、給付実績並びに認定者  
の推移等を勘案しながら、できるだけサービスの質を落とすことなく、健全な介護保険事  
業が行えるよう計画を策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願  
いいたします。

次に、第2点目の地域の総合サービスに向けた取り組みにつきましては、要支援者の多

様な生活支援サービスのニーズについて、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する総合支援事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限生かしつつ、住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直すことになっています。また、総合事業の実施に当たっては、平成29年4月に移行を行うこととなっています。ボランティア活動との連携を図るなど、地域の人材を活用していくことが重要になっています。また、60歳代、70歳代をはじめとした高齢者の多くは、要介護や要支援状態には至っていない状況であり、地域で社会参加のできる機会をふやしていくことで高齢者の介護予防にもつながってくると思いますので、できる限り多くの高齢者が地域で支援を必要とする高齢者の支えとなっていくことで、よりよい地域づくりにつながっていくことが必要と考えています。このため、総合事業の実施主体である市町村は、地域においてNPOやボランティア、支援組織等の活動を支援し、これを総合事業と一体的かつ総合的に実施することができるよう検討を行っています。現在においては、高齢者に対する支援については、阿波市社会福祉協議会、シルバー人材センター、阿波ボランティア協会、自治会、婦人会、老人クラブ、民生委員・児童委員協議会が各団体で独自の活動を実施しております。今後、なお一層の協力体制を築いていきたいと考えております。

続きまして、第2項目めの高齢者が安心して暮らせる条件の整備についての中で、1点目の介護予防教室や運動指導、活動支援事業、外出支援事業への取り組み状況についてありますが、現在地域の高齢者を対象に、出前講座という名称で地域に出向き、介護予防についての講義や理学療法士、作業療法士など専門職による運動指導などを実施しております。また、2次予防事業として、生活機能の低下の見られる高齢者に対して運動機能向上事業を6カ月間実施し、生活の改善に努めてもらっています。

次に、活動支援事業として、阿波市介護サポーターの養成講座を実施し、現在106名の方が登録されています。地域での交流の場、サロンづくりを推進し、地域包括支援センターがかかわり、既に4カ所のサロンが立ち上がっています。本年度からは、阿波市社会福祉協議会にサロンの立ち上げ支援を委託し、旧町ごとに1カ所、計4カ所の立ち上げを予定しており、現在既に3カ所のサロンを開設しており、残り1カ所については10月に開設の予定となっております。

さらに、外出支援事業につきましては、地域生活支援事業の中で、身体障害者手帳など1、2級保持者に対し支援を行っています。

次に、2点目の人材育成への取り組みについてでございますが、2級ヘルパー研修につきましては、平成25年度よりホームヘルパー制度の改正により、2級ヘルパー養成研修が介護職員初任者研修に変更になりました。2級ヘルパー養成研修につきましては、社会福祉協議会で研修が行われており、社協に確認しましたところ、制度変更後、研修は実施していないということでありました。また、2級ヘルパーの講習については、講義、実習合わせて130時間の受講、実習が必要であるのに対し、介護職員初任者研修は、講義や演習、施設などでの実習を合わせて500時間の受講が必要なことから、講師の確保や実習受け入れ施設の確保等勘案しながら、研修再開について今後検討していきたいということでありました。

市の取り組みといたしましては、それ以外に介護予防サポーター養成講座を実施しており、地域で高齢者を支援していく人材の養成を図り、高齢者を支える体制づくりに努めております。

なお、現在第6期の介護保険計画の策定を行っておりますが、高齢化が進む中、高齢者が安心して住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう自立支援に向けた自助、さまざまな地域主体による互助、共助、公助を推進し、地域包括ケアシステムの構築に向け検討しているところでございます。

最後になりますが、3点目の高齢者の社会参加活動の支援につきましては、介護保険課では、老人クラブなどに対する支援として、出前講座での講演や健康相談の実施、老人クラブ主催の体力測定や地域での自主グループ、サロンへの支援を行い、介護予防の推進を図ってまいりたいと考えております。

社会福祉課におきましては、高齢者の知識や経験を生かし、生きがいを持って社会参画することができるシルバー人材センターの支援を行い、高齢者に就業や多様な社会活動に参加する機会の確保及び提供に努めています。また、老人クラブの育成を図り、その活動において毎年老人体育大会などを開催することで、各地区のクラブ員相互の連携を深めるとともに、クラブ員の社会参加活動への助成を行っております。

なお、ひとり暮らし高齢者の中には、閉じこもりがちな方もおられます。阿波市老人クラブ連合会で取り組んでいる友愛訪問活動は、高齢者が住みなれた地域で健康で生きがいを持ち、充実した生活を送るため、地域福祉の向上や高齢者の閉じこもり、孤立の防止につながる重要な役割を担っています。友愛訪問事業の推進を行うことで、高齢者による高齢者の見守り活動という地域社会への参加活動支援となり、高齢者等が孤立しないよう

に、地域社会にかかわりを持ちながら、住みなれたまちで安心して生活を送れるよう支援に努めています。

今後とも、民生委員、社会福祉協議会の協力により、ひとり暮らし高齢者を対象としたふれあいの集い等を実施し、事業を通して一層高齢者の社会への参加促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 谷美知代さん。

○1番（谷 美知代さん） ただいま答弁をいただきました。

現状のままでは、介護保険料の引き上げ、または利用料の1割負担から2割負担となり、高齢者の生活は苦しくなっており、サービスを利用したくても利用できないといった現状が生まれてくるかもわかりませんが、そうなる前にどうしなくてはいけないのかを考えていく必要があります。この問題はかなり重要ではないかと思えます。高齢者を抱える家族や本人だけの問題ではなく、地域の住民や高齢者自身、行政などが一体となり、元気な高齢者がふえ、生活支援の担い手として活躍でき、子どもから年がいても安心して住める、住み続けられるまちとなるように、ぜひこの介護保険の改正が行われる今、自立に向けた取り組みを積極的に行っていただきたいと思えます。

この項につきましては、この後にも質問されるようであり、重複する内容もあるかと思えますので、これで終わらせていただきます。

続いて、男女共同参画の実現に向けた取り組みです。

戦後いろいろの改革の中で婦人参政権が実現し、その後もさまざまな取り組みの積み重ねがあり、昭和60年に女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化する基本的かつ包括的な条約、女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約、女子差別撤廃条約を批准し、新国内行動計画を策定しました。その後、平成6年には、男女共同参画審議会を設置し、翌年平成7年9月男女共同参画2000プランを策定され、平成11年6月23日男女共同参画社会基本法が施行されました。男女共同参画社会の形成にあつては、国だけではなく、地方公共団体や国民各層の取り組みも重要であり、政府と連携をとりながら、本計画に掲げた施策を着実に推進し、男女共同参画社会の形成を期すこととあります。

男女共同参画の中の雇用等の分野における男女の均等な機会と処遇の確保ですが、阿波市における女性の雇用状況は、市役所職員全体の382名のうち女性は197名で、5

1. 6%おります。とりわけ、女性職員の管理職についてはどうでしょうか。平成25年5月17日徳島新聞での女性の管理職登用進まず、徳島市では2.4%、小松島市では10.3%、吉野川市は最も低く最低の0.2%、阿波市は一番高く19.4%でした。これは、女性の採用を進めてきた結果でもあったと考えられます。余談ではありますが、徳島県全体の議員の人数は240名、うち女性議員は20名、特に阿波市は1名であります。

では、質問に入りますが、女性が活躍できる取り組みとして、阿波市が独自で行っていることをお聞かせください。

次に、現在阿波市の非正規雇用職員は172名であり、主に保育所、介護保険課、教育委員会と、多くの職員の処遇についてどのような対応を講じているのかをお聞かせください。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 谷議員の一般質問の2点目、男女共同参画の実現に向けた取り組みの1項目め、女性が活躍できる市単独の取り組みについてと2点目の非正規雇用職員の処遇についてをあわせて答弁させていただきます。

本市における男女共同参画につきましては、平成21年度に5カ年の第1次基本計画を策定し、男女が固定的な役割分担意識や慣習にとらわれることなく、社会のあらゆる分野においてともにみずからの意思で女性が参画し、生き生きと暮らすことのできる社会の実現に向け、さまざまな施策を推進してまいりました。そして、本年度社会情勢の変化やこれまでの成果と課題を踏まえて、男女がお互いを理解し、支え合うまちづくりを基本理念として、向こう5年間の第2次計画を策定し、男女が対等に社会参加や参画をし、ともに役割や責任を分かち合える社会を築いていくための施策を現在推進しているところであります。具体的な政策として、現在本市職員における女性の比率は、議員がおっしゃりましたように、51.6%と半数を女性の比率が超えております。そんな状況下、管理職におきましては、男女を問わず、一人一人の能力を適正に評価し、女性の積極的な登用を行っていることから、管理職における女性の割合は、今年度40.8%となっております。また、平成23年度より防災分野等における男女共同参画などを重視して、阿波市女性消防団を結成して、現在活躍中でありまして、また、年明けの1月には、男女共同参画の講演会の開催も予定しているところであります。

さらに、仕事と家事、育児、介護等の家庭生活について両立しやすい職場となるよう、条例規則において、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を設けて

おり、また子育て支援といたしましては、男女の育児休業取得促進など、働きやすい職場環境の整備、勤務環境の整備や職員の意識改革にも努めているところであります。今後におきましても、全ての職員が男女共同参画の視点で行政運営に取り組めるような環境整備が必要であると考えております。

次に、2点目の非正規雇用職員の処遇についてであります。現在本市におきましては、多様化、高度化する行政ニーズに対応するため、常勤職員のほかに、事務の種類や性質に応じて、専門職等の臨時職員、非常勤職員を任用し、保育所、幼稚園、保健事業等の運営に努めております。本市の臨時職員は、臨時的任用職員の取扱基準により、地方公務員法の第22条第5項の規定に基づく臨時的に任用する職員で任期は1年以内と定められております。また、臨時職員の任用以外の処遇で、休暇や賃金等につきましては、周辺自治体における同種の職員の処遇等を参考として、いろいろな考慮をしながら運用を行っているところですが、一例として、平成20年度からそれまで支給を行っていなかった通勤手当を支給することといたしました。今後、臨時職員の賃金などの待遇改善につきましては、労働意欲の低下を招くことがないように、近隣はもとより、全国的な事例を参考にいたしまして、調査研究を重ね、対応してまいりたいと考えております。ご理解のほどをよろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 谷美知代さん。

○1番（谷 美知代さん） 総務省社会生活基本調査によれば、平成23年の1日の勤務時間は、男性が536分、女性は390分、家事関連活動は、男性が358分、女性は530分であり、男性の家事関連時間は、育児、介護、看護、買い物と比べると、家事は特に低い水準となっております。女性の労働者は、出産や育児などさまざまな問題が働く上で出てまいります。ライフスタイルに応じた働き方を選択でき、職業生活を中断することなく、社会、家族的責任との両立を図りながら、職業生活を継続できる良好な職業形態を取り入れていただけたらと思います。この質問は代表質問でも取り上げられ、この後も質問があるようなので、私のほうからはこれで終わらせていただきたいと思います。

以上、ありがとうございました。

○議長（木村松雄君） これで1番谷美知代さんの一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、明後日12日午前10時より一般質問であります。

本日はこれをもって散会します。

午後4時14分 散会